厚生文教常任委員会

令和4年3月11日

葛 城 市 議 会

厚生文教常任委員会

藤井本

浩

2. 場 剪城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 奥 本 佳 史 副委員長 谷 原 一 安 委 員 柴 田 三 乃 ッ 坂 本 剛 司 ッ 杉 本 訓 規 ッ 西 井 覚

IJ

欠席した委員 な し

川村優子 4. 委員以外の出席議員 議 長 西川善浩 議 員 IJ 横井晶行 梨本洪珪 IJ 吉 村 始 IJ IJ 増 田 順 弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 阿古和彦 副市長 溝 尾 彰 人 教育長 椿本剛也 市民生活部長 前村芳安 保険課長 新 澤 明 子 〃 補佐 西川 修 保健福祉部長 森井敏英 長寿福祉課長 中 井 智 恵 こども未来創造部長 井 上 理 恵 こども未来創造部理事 板 橋 行 則 教育部長 吉 井 教育委員会理事 西川 育子

6. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 岩 永 睦 治

 書 記
 吉 田 賢 二

 " 福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第2号 葛城市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定することについて

議第10号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

議第11号 葛城市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条 例の一部を改正することについて

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 学校給食に関する諸事項について
- (2) 就学前児童の保育と教育に関する諸事項について
- (3) ICT教育に関する諸事項について
- (4) 敬老年金に関する諸事項について

開 会 午前9時30分

奥本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。今日は東日本大震災からちょうど11年目ということで、午後になってから黙祷の時間を設けますけども、ご存じのように今回のこの震災では全部で1万5,900人の方がお亡くなりになっております。まだいまだに復興途上でありますけれども、いろんなところで頑張っておられる方があって、その辺の努力というのを目の当たりにされている方も多いと思います。また、阪神大震災のときに、あれほどひどい目に遭いながら、今もう神戸の地域、非常に震災以前よりもまたにぎわっております。そこには人の不断の努力というのがやっぱりあるわけなんです。

ちょっと長い話をします。アメリカのリンカーンという大統領がいらっしゃいまして、強い意志をもってすれば道は開けるという、これは日本語訳なんですけど、そういう言葉を残していらっしゃるんです。意志がないところには、そういう努力が開けていかない。つまり不断の努力が必要だということをおっしゃっております。

私事になりますけど、今、奈良県の畝傍高校で、私、もう7年近く役員をやっておるんですけども、そこの校訓、市長は一番よくご存じですけど、「至誠・至善・堅忍・力行」という言葉がございます。折に触れて、卒業生の方、歴代の校長先生もずっとおっしゃっていて、私もいろいろ聞いているわけなんですけども、その中で、最後の堅忍・力行、我慢強く耐え忍んで、力の限り取り組んでいく、つまり堅忍で力行、これがやはり人生の肝だと折に触れていろんな方がおっしゃいます。まさしくそのとおりだなと私は思います。

葛城市においてもいろんな懸案事項がございます。それに対して、理事者側、議会側が知恵を絞って、議会、この委員会も含めて、いろんな場でどうしたらいいか、どうやったら住みよいまちになるかということを考えているこの場なんです。ですから、軽く流す、そういうことなしに、本当に今我々ができることを真剣に考えていって、それをやり遂げる。そうしないと、震災から立ち上がった神戸のまちみたいに葛城市はよくなりません。そういう思いで、この委員会、運営してまいりたいと思いますので、どうぞ皆さん方、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、委員外議員の紹介を行います。増田議員、梨本議員、吉村議員、横井議員。 発言される場合は、挙手をいただき、指名をいたしますので、ご起立いただき、マイクを 近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第2号、葛城市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

吉井教育部長。

吉井教育部長 皆さん、おはようございます。教育委員会の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第2号、葛城市いじめ問題対策連絡協議会等条例を制定することにつきまして、説明をさせていただきます。

まず、こちらの経緯から説明させていただきます。平成23年10月11日に発生いたしました 滋賀県大津市での中学生の重大ないじめ事案をはじめとし、度重なる事案の発生等から、平 成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されました。これを受けまして、国のほうはいじ めの防止等のための基本的な方針を定め、平成25年、平成29年と改正をし、これを受けまし て、奈良県では平成28年に、葛城市では平成29年にいじめ防止基本方針を策定しております。

今回の条例の制定の目的といたしましては、この基本方針に基づきまして、葛城市いじめ 問題対策連絡協議会等条例の3つの組織を設置するための設置条例を制定することを目的と するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明いたします。よろしくお願 いいたします。

奥本委員長 学校教育課、勝眞課長。

勝眞学校教育課長 おはようございます。学校教育課の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、いじめ問題対策連絡協議会等条例の内容につきましてご説明をさせていただきます。議案書の4ページから7ページ、そして、資料のほうを2枚お配りさせていただいておりますので、それらに基づきましてご説明をさせていただきます。

まず、制定の根拠、理由につきましてご説明をさせていただきます。いじめ問題対策連絡協議会等条例につきましては、いじめ防止対策推進法に基づきまして、葛城市に新たに葛城市いじめ問題対策連絡協議会、そして葛城市いじめ問題対策委員会、そして葛城市いじめ問題に関する第三者委員会、これらの3つの組織を設置いたしまして、それぞれの組織について必要な事項を定めるというものでございます。

いじめ防止対策推進法第14条第1項では、地方公共団体はいじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとなってございます。そして、同じく法の第14条第3項では、市町村のいじめ防止基本方針に基づき、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするために、必要があるときは教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるとなってございます。本市におきましては、これまでこれらの組織を設置しておりませんでしたけれども、いじめの事案に関しましては、各学校に置かれております学校いじめ問題対策委員会等におきまして適切に対応をされてきたところでございます。

今回、当該条例を制定する理由といたしましては、年々児童・生徒たちを取り巻く環境といいますのは変化してきている状況にあると考えておりまして、GIGAスクール構想により児童・生徒が1人に1台として整備いたしましたタブレット端末やスマートフォンを持つことによる、インターネット上でのコミュニケーションであったり、昨今のコロナウイルス

感染の拡大もそうでございますけれども、児童や生徒たちが抱える問題、またこれら環境の変化などが児童・生徒に与える影響というものは大変大きいものであると認識をいたしております。このことから、いじめ防止等の対策・対処に関しまして、関係機関が必要な対策を確認し合う体制を整えるということと、重大事案の発生時におきましては、いじめ対策委員会等において専門的な知識を有する第三者による調査を行い、対処できるよう備えたいということから、条例を制定させていただくことといたしております。

次に、条例の概要でございますけれども、お配りしております資料のA4横の「葛城市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について」、こちらをご覧いただけますでしょうか。 先ほど部長のほうからもご説明がありましたけれども、いじめ防止対策推進法につきましては、平成23年に起きました大津市の中学生のいじめによる重大な事件や、その後の度重なるいじめに起因する重大な事件を受けまして、平成25年9月に施行されております。法の施行後、文部科学省のほうでは、いじめの防止等のための基本的な方針が策定されまして、いじめの防止等のための対策の基本的な事項や国の役割、地方公共団体の役割、学校の役割、そして重大事態への対処といった事項がうたわれております。この基本方針に基づきまして、奈良県、または本市におきましても、いじめ防止基本方針、また学校におきましては、学校いじめ基本方針を策定しているところでございます。

条例により設置いたします3つの組織のうち、1つ目の葛城市いじめ問題対策連絡協議会につきましては、条例では、議案書の4ページになります。第2章の第2条から第10条に規定をいたしております。この連絡協議会につきましては、いじめの防止等に関係する機関等の連携といじめ防止等のための対策について必要な事項を協議するといたしております。委員の構成は10名以内で任期は2年としております。事務局を教育委員会事務局学校教育課といたしております。

次に、葛城市いじめ問題対策委員会についてでございますが、こちらは条例では、議案書の5ページ、第3章で、第11条から第17条に規定にいたしております。対策委員会につきましては、いじめの防止、早期発見、対処等のための対策の調査研究、市及び学校に定めている基本方針に基づく事務事業の実効性についての検証、そして最も大きな役割は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査、そして重大事態発生を防止するために必要な措置に対する提言を行うことといたしております。委員の構成は5名以内で、任期は2年としております。事務局を教育委員会事務局学校教育課といたしております。

次に、葛城市いじめ問題に関する第三者委員会についてでございますが、こちらは条例では、議案書の6ページになりますが、第4章に、第18条から第21条において規定をいたしております。第三者委員会につきましては、いじめ防止対策推進法第30条第2項に、重大事態の事実関係を明確にするための調査の結果について調査を行うことができるとされております。これに基づきまして、条例においては、葛城市いじめ問題に関する第三者委員会を置くことができるといたしております。常設の設置ではなく、案件があった場合に委員の委嘱を行います。第三者委員会では、重大事態に係るいじめ問題対策委員会の調査報告後、市長の諮問に応じまして再調査の調査審議が行われます。事務局を市長の事務部局といたしまして、

企画部企画政策課といたしております。

次に、重大事態が発生した場合に、どのように対応していくのかということについてでございますが、次の資料でございます、A4縦の「葛城市立学校における重大事態発生時の対応」という資料をご覧いただけますでしょうか。資料の右上に、二重の四角囲みで重大事態とはとございます。重大事態とはどのようなことを指すのかということでございますけれども、いじめ防止対策推進法第28条第1項に、第1号で、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときでございます。また、第2号では、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときというふうにございます。

このような重大事態が発生した場合には、まず、学校は教育委員会のほうに報告をし、教育委員会を通じて市長へ事態の発生について報告を行います。報告を受けました教育委員会は、その事案の調査主体やどのような調査組織とするかについて判断をいたします。調査につきましては、学校または教育委員会が主体となって行います。学校においては、学校いじめ防止対策委員会を母体として、また教育委員会においては、先ほどの葛城市いじめ問題対策委員会を調査を行うための組織といたします。

この調査についてでございますが、学校または教育委員会、どちらかが主体となるかということで書いておりますけれども、学校においては、まずこれまでも対応してきております 学校いじめ防止対策委員会において学校内での調査というものを行います。実際には、この 学校内における事実関係の調査についての報告を受けまして、葛城市いじめ問題対策委員会 において調査審議を行うという流れになっていくと考えております。

この事実関係を明確にするための調査といたしましては、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ頃から、誰から行われ、どのような対応であったか、いじめの背景事情、児童・生徒の人間関係にどのような問題があったのか、学校、教職員、保護者がどのように対応したかといった内容を可能な限り明確にするということでございまして、これらの調査は、民事や刑事上の責任追及、その他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではございませんでして、学校と教育委員会が事実に向き合うということで、当該事態への対処や、同じような事態の発生防止を図るということを目的といたしております。この調査により明らかになりました事実関係につきましては、学校または教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対しまして、適時適切な方法で説明をいたします。

調査結果につきましては、教育委員会が市長に報告をいたします。この際、いじめを受けた児童・生徒やその保護者が希望する場合には、教育委員会は、その児童・生徒、保護者の意見を調査結果の報告書に添えて市長に提出をいたします。報告を受けました市長は、当該報告に係る重大事態への対処について、必要があるとする場合には、葛城市いじめ問題に関する第三者委員会に諮問いたしまして、調査審議を行います。

再調査を行う委員につきましては、弁護士や専門的な知識や経験を持つ学識経験者などにより、調査の中立性、公平性を図るとなってございます。再調査につきましても、いじめを受けた児童・生徒や保護者に対して調査結果を報告いたします。また、再調査を行ったとき、

市長はその結果を議会へ報告しなければならないとされております。これらの調査結果及び 委員会からの提言を踏まえまして、市及び教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処、 または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じることとされて おります。以上が、重大事態が発生した場合の対処の流れと各委員会の役割でございます。

次に、議案書の条例の7ページでございます。附則の2でございますけれども、これら組織の委員に対する報酬の額を定めております。葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正して定めるものでございますが、委員報償につきましては、いじめ問題対策連絡協議会の委員、そしていじめ問題対策委員会の委員で、条例の第12条第1項第3号以外の事務を行う場合には、日額8,000円といたしております。また、いじめ問題対策委員会の委員が3号事務を行う場合や、いじめ問題に関する第三者委員会の委員が事務を行う場合、いわゆる調査審議を行う場合には、日額1万2,000円といたしまして、当該報酬条例において設置されている各審議会や協議会等の委員報酬の日額を参照いたしまして報酬日額を定めております。

以上が条例の内容となります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

奥本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願いします。いじめは僕も一般質問等々でやっていて、今回これが出るので、 つくっていただくことに関してはすごい前向きに捉えております。

まず、1個目ですけども、いじめ問題対策協議会等々の委員会をつくられるのは、葛城市 はよそと比べて早いんですか。他市はどういう状況なのか。奈良県内、全国的でもいいです けども、葛城市が早くこれをつくっているのかというのをまず1点目。

2点目なんですけども、いじめ防止等とどこらかしらに出てくるんですけども、委員会なり協議会なりをつくって、つくるだけで前を向いているとは思わなくて、内容ですよね。防止についてどういった内容を協議していくのか。これが内容が分からないんです。何かあったときの対策は分かります。ただ、日頃こういうことを取り組んでいくというのは、まだ決まってないのかも分からないですけど、そこを決まっている範囲で教えていただきたい。

3つ目なんですけども、この重大事態が起こった場合の対処は、これは分かるんですけども、重大事態、1と2があるんですが、1と2の両方に重ならんかったら重大事態にならないんですか。具体にちょっと言っていただかないと分からないんですよ。というのも、これが通った後、施行された後、もういきなり、これ、対象がおるん違いますか。いないですかね。いきなりやることありませんか、2番だけを見ると。両方にかからな重大事態とならないのか。ちょっと具体に教えてほしいです、この重大事態とは。この3つをお願いします。

奥本委員長 勝眞課長。

勝眞学校教育課長 学校教育課の勝眞でございます。

まず1点目、他市の状況ということでございます。県内の12市では、葛城市以外の市におきましては、既に条例のほうを設置されて、運用されているという状況がございます。葛城

市は最後になりましたけれども、今回条例をさせていただくということでございます。

2点目、いじめ対策連絡協議会等において、防止や対策、対処などについてどのように協議をされるのかということでございます。また、集まっていただいて、その委員の中でいろいるお話合いしていただくこととしておりますけれども、例えば委員の構成でございます。連絡協議会のほうの委員の構成につきましては、市の医師会の方、推薦を受けた方に入っていただく、市のPTAの方に入っていただく、奈良県の高田こども家庭相談センターの方に入っていただく。奈良県の教育研究所の方から、教育主事の先生、そしてスクールソーシャルワーカーの方も入っていただく。高田警察署生活安全課の方、法務局の方の葛城支局のほうに入っていただきます。葛城市の校長会の代表の校長先生と、行政機関のほうからは副市長と教育長に入っていただくということになります。

各機関に入っていただきまして、それぞれの立場から、どんなふうに防止をするのか、対策をしていくのかということを、連携を図るということを目的にしているんですけれども、意見をいただきながら、その中でどんなふうに対応していくのかという方針を確認し合うということで進めていこうと思っております。

3点目、重大事態の具体的な内容ということでございます。先ほどご説明をさせていただきました、法に基づく重大事態ということで、第1号の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、これに該当する場合というのは、例えば、児童・生徒が自殺を企図した場合でありますとか、身体に重大な被害を被った場合でありますとか、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合というのを想定しているものでございます。また、第2号の、相当の期間というところがあったかと思うんですけれども、それは国のガイドラインのほうでは、大体年間30日ということで示されておりますけれども、児童・生徒が一定の期間連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、教育委員会や学校の判断によって迅速に対処する必要があるであろうかというふうに考えております。

重大事態、これまで発生はなかったのか、今それに該当するものがあるんじゃないかというようなご質問もあったかと思います。葛城市におきましては、これまで、先ほどもご説明しましたけれども、この重大事態の定義にかかるような案件というのはございませんでしたけれども、学校の中において重大だと捉えた案件というのは幾つかあるというふうに報告を受けております。学校の中で対処していく場合、どのように対処していくのかということでございますけれども、先ほど説明させていただきました中の、学校の中にあるいじめ防止対策委員会というのが中心になりますけれども、当該児童・生徒が在籍する学校の担任の先生だったり、学年の教員であったり、生徒指導の主任の先生だったり、養護の先生というのが中心になりまして、情報の共有を行って、場合によってはスクールカウンセラーの方も入っていただいて、そういう生徒指導の主任の先生の指導のもとに、原則、複数の教員の先生で、被害者と加害者、周りの児童・生徒に対して丁寧に聞き取りを行う。事実関係を明確にする。その3者の事実関係が一致すれば、加害者に対して指導を行って、保護者に連絡をとったり、その後、加害者から被害者に謝罪の場を設定するなどというふうな感じで対応してきているというような状況でございます。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 この一般質問で、僕、今いじめのこととか言ってきたんで、ちょっとそろそろやろうかなと思っていたんですけど、そういうことで、他市の状況から比べたら、葛城市、一番最後なんです。これはぶっちゃけ今回言いたかったんですけども、これが出てきたからやめたんですけど、何で僕らが前から、僕らというか、確実に言えるのは僕は言うてたわけじゃないですか、いじめ対策をしっかりやっていきましょうと。何で遅かったかという理由ですよね。なぜ今に上げてきたんかと。前向きには捉えていますよ、もちろんこれをつくっていただくことに関しては。そんなに遅い理由が、葛城市が1番ですねんやったら僕はよかったんですけども、他市の状況から見ても遅いのはもう分かっていたんで、なぜ遅くなったのかということをちょっと教えていただきたい。

今のこの重大事態発生と書いていて、この表でいくと、今おっしゃったことってもう、まれにしかない事例というイメージがついたんですけど、この表でいくと、議会に来るのは一番下なんですよね。そんな重大事態が発生しても、ここまで来やな議会には来ない。僕、前にちょっといろいろお話しさせてもろたときに、その重大事態というか、いじめの内容というのは、人によって捉え方が違うよなと思ったんですけども、やっぱり議会のほうに耳に入れるというのを僕は努めてくれと、前ちょっと教育長に個人的にはお願いしたんですけども、この表を見る限り、この一番下の議会に来るまでに僕らはその重大事態を知ることはできないのかなと思うんですけども、この2つをお願いできますか。

奥本委員長 勝眞課長。

勝眞学校教育課長 1点目のなぜ今頃なのかというところでございます。説明のときにも申し上げましたけれども、葛城市におきましては、学校のほうでいじめ防止対策委員会というのをきっちり設置させていただいておりまして、学校のほうにもその基本方針というのは、全部の学校で既に、もちろんこれは定めなければいけないところでございますけれども、ホームページに載せて、また確認いただいたらいいと思いますけれども、運用しております。そのいじめ防止対策委員会というのは、多いところですと毎月開催されている学校もありますし、まずはいじめの早期発見というところで動いていただいているのが一番かなと思っています。

これまで重大事態というのは葛城市には発生しておりませんけれども、今回、なぜ今なのかというところにつきましては、先ほど説明もさせていただきましたとおり、本市の中学生のスマホの保有率というのは95%、9割を超える生徒が持っているような状況の中で、インターネットの環境というのは日々発展していきますけれども、学校の先生方だけ、保護者の方だけではなかなかそういう情報には追いつかないというところもございまして、学校の中だけでは、今後、そういう専門的な知識を持っている方もおられないので、対応していくことについては限界があるのではないかというふうに最近感じているというところもございますので、いじめ問題対策連絡協議会、こちらのほうには法務局の職員の方も入っていただくという予定もしておりまして、発信者情報の開示でありますとか、インターネット上の情報の削除ということは、法務局に協力を求めることができるということもございますので、そ

ういった専門的な方が入っていただいて助言をいただく。各関係機関の方も入っていただい て、いろいろそういう情報を共有しながら、予防というところを図っていきたいというとこ ろを考えましたので、今回制定をさせていただいていると。

重大事態の対処につきましても、今後、ネット環境によりますそういうSNSによるコミュニケーションというのが、やっぱりどんどん増えてくると思いますので、そういうことに対応する組織や仕組みというのをきっちり整理して、明確にしておくことで、今後の対処というのが迅速に図られるのではないかということで、今回制定をさせていただいているということでございます。

2点目、議会にお伝えする機会ということでございます。先ほど、重大事態の発生時の対応ということでお知らせいたしましたのは、最終的に、第三者委員会のほうで調査をされた内容というのを、それは議会のほうに報告をしなければならないというふうに法で決められておりますので、そこは報告をさせていただきます。こういった重大事態が発生した場合には、もちろん状況というのは、あらかじめお伝えできるその範囲の中でになると思いますけれども、状況のほうは共有をさせていただくものが、個人情報等もありますので、そこら辺はちょっと配慮をしながら、重大事態が発生しているという情報については、議員の皆様とも共有をさせていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと突っ込みどころもあるんけども、いいです。反対するわけでもないんで。つくられた時期に関しては、もういいです、それで。重大事態発生というか、いじめがあったときに、個人保護法等あるんですけども、やっぱり僕ら議員全員に言わんでもいいと思うんですよ。ただ、議長と事務局だけにやって、そこから判断を仰ぐとか、子どもらのことですし、この前も1回あったんですけども、ちょっともうそれを何とか変えてほしいです。何というんですか、言い方は悪いですけども、そこだけで解決しようとしているのは分かるんですけども、僕から見たら隠してんのって見える、斜めから見たらそう見えるんですよ。じゃなくて、こういうことがありました、議長、局長、どうしましょうと。これはもう子どもらのことやからもう伏せておきましょうとか、これはみんなで共有しましょうという判断を委ねてくれということなんです、僕が言いたいのはね。それはやってください。

最後に、一番最初の質問で、どういったことをされるのかと。今からもんでいきますという話なんですけど、僕、前から言っているんですけど、いじめられた子で、ひきこもりとか、学校に行きたくないとかってなる子の気持ちって分かるんです、僕、めちゃくちゃ。でも、そのときって、もうその年代のコミュニティだけで考えちゃうから行きたくないんですけども、僕なんか中学校、小学校、高校と、いじめられてるじゃないですけど、おちょくられているみたいな。でも、僕、そんなんもう大人になったら頑張るしとか思って、何か無駄に明るい傾向があったんですけども。やっぱり、僕、子どものときに、そのコミュニティしかないなって思い込んでた時期もあったんです。でも、皆さん、思ってほしいんですけども、小中高の友達とばっかり遊んでますか、今って話です。僕の周りの知り合いとかって、もう9

割方20歳超えてからの知り合いですもん。そういう世界があることを、まずは全生徒に教えるのが最初だと思うんです、僕。これをやってほしいと。

前も言ったんですけども、今、お笑い芸人とかでも、昔いじめられてて、今活躍されていて、ユーチューブで流している人いっぱいいます。そういう人たちを呼んで、例えば、言い方悪いですよ、医者の先生とか、学校の先生の言葉って、子どもたちの耳に響く可能性って低いんですよ。でもそういう例えばお笑い芸人、僕はお笑い芸人がいいと思います。アスリートとかやったら、特殊でしょと子どもたちは見てしまうんです。でも、吉野のゆりやんとかでも動画で言っていますけど、ほんまに普通の子がああやって活躍している、もっと大人になったときのほうが世界は広がる、皆さんそうでしょう、多分。大人になってからの知り合いのほうが多くないですか。僕はもう間違いなくそうなんです。

だから、そういう世界があるよというふうにしたときに、例えばちょっといじめられても、頑張ろう、大きくなったらまた世界が広がるんだというのを、僕は前から教えてあげてくださいって、そういうセミナーとかも開いてくださいと言っているんですよ。というのを、このいじめ防止等とここに書いてあるじゃないですか。ここにこういうことを、こういう声があったけど、こういう動きをしてる。多分他市とか他県でやってないと思います、こういうこと。ただいじめがあったらこう、過去はこうやったって、そんなんじゃなくて、もっと大きくなったら広がる世界があるよと教えるのが大人の役目じゃないんかと僕は前から言っているんですけども、そういう動きを、せっかくつくるんだからいろいろアイデアを取り入れてやっていただきたいです。

以上です。

奥本委員長 今の杉本委員、最後3回目の、もう質問をできないという状況でおっしゃいましたけども、その中で、最初のほうにおっしゃいました議会への報告のところ、この重大事態発生時のフローチャートを見ていると、議会の報告は、これはもう必ずしもされるじゃなくて、市長が必要であると認める場合でしかないわけなんですね。そこに対して、やはり情報の共有ということで、全ての議員じゃなくて、議長、事務局長のほうにはしていただけますかという問いは、これは非常に、私、重要だと思いますので、ちょっとこれに対する答弁を求めたいと思います。

勝眞課長。

勝眞学校教育課長 学校教育課の勝眞でございます。

おっしゃっていただきましたとおり、議長のほう、事務局のほうにも報告しまして、また ご相談させていただきたいと思います。

以上でございます。

奥本委員長 どのタイミングでそれはいただけることになるんですかね。

課長。

勝眞学校教育課長 まず、重大事態が発生いたしましたら、教育委員会のほうから市長のほうに報告 をさせていただく機会がございます。そのときに市長とご相談をさせていただきまして、ご 報告をさせていただきたいと思います。 以上でございます。

奥本委員長 ありがとうございます。ということはこのフローチャートのところで、上から2段目のところで、市教育委員会から市長の報告と同時に、議会のほうにも、議長と事務局長のほうにはいただけるということでよろしいですね。

ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 こういった条例をつくる、いわゆるいじめのことに対して、もう少し教育委員会のみならず市としても力を入れていくということで、いい条例をつくっていただけんねなというふうに大きく思っております。そこでお尋ねしたいのは、テレビを見ているといじめが発生して、大きな事件があって、学校の校長先生なんかが出てきて、これから調査しますとか、全くそういういじめがあるということを把握していなかったとかいうようなことで、テレビの前で頭を下げておられる。そこで学校集会を開いてとかいうてやっておられるあの姿というのは、あんまりよくないなと誰もが思っておるところです。

そういったところで、やっぱり法というのは何かをきっしょにしてできていく。説明があったように、平成23年に滋賀県で中学生のいじめの問題があって、平成25年にいじめ防止対策推進法ができたと、国はそういう対応をとった。奈良県が、それの基本方針というのを平成28年に、また平成29年、翌年には本市葛城市でも基本方針をつくったと、こういう説明でありました。そこで流れはよく分かりました。大きくは課長のほうからあったんですけど、私の聞きたいのは、これをつくることによる変化というか、ビフォーアフターというたらええんか、今まではこうでした、これからこうなりますというところら辺をもう少し突っ込んで教えていただきたいなというふうに思います。

課長の説明の中に、学校だけでは限界があったという言葉がちょっと印象に残りました。そういうことで、学校だけにとどまらず、市として調査をやっていくと。いろんな面に対してやっていくということなんですけども、それはもういいことだと思うんですよ。その辺を確認させてもらいたいのと、もう一つは、こういうものをつくるときに2つの考え方があるんです。力を入れていくよという、ほんまに力を入れていくというときにつくる法律と、例えばテレビに出てくるような、葛城市でも大きな事件があったとしましょう。そのときに、今後こういう調査委員会があるので、ここでしっかりと調査していきますというためのとか、協議会があるんでここで調査をしてまいりますというようなものなのか。目的としては、その前の、ならないための対策委員会というのもありますけども、それぞれの立場、立場はあろうかと思いますけども、私は法というのが逃げ道になったらあかんと思うんですよ。何かのときに、自分らで決めにくいから、第三者委員会に委ねて、そこでこういうふうに決めていただきましたという、いろんな場面でそういう第三者委員会というのは出てくるとき、いいときと悪いときがあると思うので。その辺をしっかりと聞いておきたいなと。いい制度やから、先ほどもありましたように、上手に運用していかんなあかんというふうに思います。

だから、元に戻りますけども、今まで例えばこういうことがあったときには学校でこのように対応しててん、しかしこれからはこういう形でやっていくねんという、この条例ができ

てこう変わるんだというのを分かりやすく説明していただけたらありがたいです。

奥本委員長 勝眞課長。

勝眞学校教育課長 学校教育課の勝眞でございます。

この条例を制定する前と制定した後、どのように変わるのかというお問いだったと思いますけれども、後ほどその学校のほうでどういうふうに対応していたかというのは、今日、指導主事の先生にも来ていただいていますので、その辺はちょっと後でまたお話しさせていただきたいなと思います。

条例を制定した後にどのように対応とか対処が変わっていくのかというところでございますけれども、何度か申し上げたかもしれないですけれども、今まで学校の中でいじめ防止対策委員会というのを設置している場合には、やはり外部の方というのはなかなか入っていただくことがなかったように思います。ですので、他市の事例でありますとか、専門的な知識というのは、学校の中だけではなかなかそれを得ることができず、解決ができない場合もあると。そういう場合は、教育委員会、また県の教育委員会、学校教育課でありますとか、県のほうもいろいろ加わっていただいて対応してきているというところもございますけれども、今回この条例を制定することによりまして、組織というのをきっちりつくっていくことによって、そこに委員にきっちり入っていただきます。

そうすると、やっぱりこんな事例のときはこんな対応してはりますよとか、専門的な、いろいろな知識の中からいろいろ助言をしていただくということもございますので、2番目の質問につながりますけれども、これから力を入れていくのか、それとも大きな事件があったときに備えておくものなのかという、そのどちらもあるというふうに考えておりまして、協議会の中では、いろいろな関係者の方から意見をいただいて、学校も含めて連携をとっていく、その中で防止の対策というのはどんなふうにしていったらいいのかとか、何か事件が起こったときに迅速に対応するには、こんなふうにまず準備しとかなあかんよとか、そういうご意見もいただけると思いますので、その中で、これからそういう組織をつくりますので、その中でいろいろ私たちも勉強していきながら対処というのを考えていきたいなというところで、条例のほうを制定させていただいたというのもございますので、そういった意味でご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

奥本委員長 学校教育課、峠主幹。

峠 学校教育課主幹 学校教育課の峠と申します。よろしくお願いいたします。

私、中学校のほうに長年勤務しておりまして、市教育委員会のほうに来させてもらって3年になるんですが、先ほど課長のお話にもありましたが、最近、生徒指導事案といいますか、いじめの事案の質といいますか、そういうのが変わってきたように思います。昔でしたら非常にアナログな部分といいますか、学校内で起こる、目に見えて子どもたちの変化というのを捉えることができたんですけども、先ほどからもありますように、SNSの発展によりまして、やっぱりLINEでの誹謗中傷、グループLINEで友達のことを悪口を書いたりでありますとか、それとあと、やっているほうはそんなに気にもとめてないことなんですけど、

友達の写真を撮ったりとか、そういうふうなことからもめることが非常に多くなってきております。

ただ、学校現場のほうといたしましては、もう一番大事にしておるのは初期対応を大事にしております。事後指導よりか事前指導をというのが、教師の中で合い言葉として努めておるところなんですが、何かが発生してから、火が起こってから消しに行くのではなく、火が起こる前に、小さなうちに消し止めるというか、そういうふうなことを心がけて学校のほうはやっております。

そのうちの1つとして、いじめアンケートを実施して、子どもらに、無記名ではありますが、今の自分の状態を聞いたりでありますとか、あと中学校のほうでありましたら、これも年間2回なんですけども、教育相談週間という週間を設けまして、そこで必ず担任が全ての子どもに対して悩みを聞くというふうな期間をとっておったりします。

ただ、小学校の小さいお子さんに関しては、なかなかそういった言葉にあらわすということができなくて、低学年とかのお子さんに関して情報を集める機会といたしましては、やはり保護者との連絡帳に書いていただいたことから、気になったことは保護者のほうに連絡させていただいて、昨日どんなことがあったのとかいうことから、何というんですか、網にかけるというか、気になることをできるだけ引っかけて、小さいうちに対処するというふうなことに現在努めてやっております。

ただ、そういうふうに、こちらで気づいた部分に関しては、丁寧に、双方に聞き取りもしながら、保護者にも連絡もしながら対応させてもらっているところなんですが、いかんせん、どうしても手の行き届かない、先ほど申し上げましたように、LINEでありますとか、ツイッターの問題とか、そういうふうなのも実際に起こっております。生徒のほうからも、先生、知らん人からメッセージ来てんけどどうしようというふうな相談も受けたりすることも実際にあるんです。だから、そういった場合、教師の力でありますとか、そういったところから離れた場合に、こういう委員会がありましたら、重大な事態になる前に消したいと思っておるんですけども、そういうふうなことを考えて今のところやっております。

以上です。よろしくお願いします。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私だけとは違うと思う。私らとしては、この条例、大変期待している条例だというふうに思っています。確認しておきたいんですけども、新しく、今ビフォーアフターどないなりますかという話を聞きましたけども、分かりやすいものでした。火の小さい間に学校では今までやってきたと。しかし、SNS等、やっぱり学校以外でのそういういじめ等も把握できない状況になってきたというところで、専門家を入れたこういったものもこれが必要になってくるということはよく分かりました。

確認しておきたいんですけど、今までどおり学校で、またPTAの方も含んで、委員会等、各学校によってとっておられた。これはこれでそのまま同じようにやられるわけですよね。 しかし、やっぱり手の届かない、またこの枠を超えた大きなことが起こる可能性があるとか、起こってしまった、そのために対応するのを事前に条例としてつくっておくという考え、大 きくそういうことでよろしいでしょうか。

奥本委員長 答弁よろしいですか。

藤井本委員 はいかいいえくらいで。

奥本委員長 峠主幹。

峠 学校教育課主幹 今、委員のおっしゃってくれはったとおりでございます。よろしくお願いいた します。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 まずですね、まずというか、学校内のことというのは分かるんですけど、学童についての 監視ってどうなっているのかなと思うんですけど、今ここで聞いていいんかな。

奥本委員長 ちょっと所管が違うんで、答弁は難しいと思いますね。

杉本委員 でも、学校の子らが学童へ行ってるのを見やな駄目でしょって話違うんですか。所管がど うって、今日いてないのがあんまりようわからないんですけど。

奥本委員長 答弁はどうですか、できますか、今。

杉本委員 いや、ほんならもう学童ではいじめゼロということでよろしいですか。だから関連ではないということですか。

(「担当課長、担当がおらないので」という声あり)

杉本委員 いやいや、担当がおらんでも、学校のことで、学童に児童が行ってんねから、声ぐらいは 集めているでしょう、そんなの。

奥本委員長 取りあえず、教育長が答弁いただけるということで、お願いします。

椿本教育長 学童保育の時間帯であったとしても、また学校外で、例えば塾に行っているときであったりとか、また家庭で一緒に遊んでいるときであったりとか、そういったときも含めて、いじめと捉えられるような訴え、また保護者からの相談等があれば、学校のほうでそれを把握して、対応は今までどおりして、今までもしているところでございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。ちゃんと見ていただいている。僕、ちょっと気になったのはそこ やったんで。学校だけ見ているんじゃなくて、ほかも見ていますよという答えを聞きたかっ ただけです。

今お聞きした話やったら、やっぱりネットでのいじめ、おっしゃるとおりやと思います。 そんなもん監視せえいうても難しいって話です。昔やったら、僕らの時代とかやったら、あ んまり言いたないですけど、僕、サッカーやってたんですけど、スパイクにマヨネーズとケ チャップ入れられてたりって、めちゃくちゃ分かりやすかったんです。僕はもうそんなんで も笑いに変えてたから全然いいんですよ。それは確かにと今思ったんですけども、この中を 見たときに、例えばLINEとかツイッターとかという電子系のいじめというのも、警察が 調べたら絶対分かるじゃないですか、誰がやったとかというの。調べれば、極端な話、ひど くなっていけば。そういう教えじゃないですけども、例えばそれでストーカーとかでもそう ですやんか。被害があったときに警察に言ったら捕まるよみたいな講習みたいなのはされて いる、される予定なんですかね。そういう観点でもやっていかはるんですかね。

分かりますか。僕が何を言いたいかと言ったら、こういう重大事件になる前というのは、ずっとひどくなって重大事件になるんでしょう。その前にいじめ防止って、いじめ防止って僕はそこやと思うんですよ。でも、それをやり続けたらこうなるよというのを警察官が来て言ったら、少しは防止になるん違いますか。だって、僕やったら怖いですもん。今まで気軽にやってたけど、そんなんやり過ぎたらこうなんの違うというのを僕は取り入れてほしいんですけど、そういう考えもあるのかお聞きしたいんです。

- **奥本委員長** 杉本委員、ちょっと条例の審査から若干離れていく方向にあって、今後どういうその辺 の取組されているかということをお聞きされたいという。
- **杉本委員** 離れてないですよ。それをやるんやったらちゃんとやってくださいよというふうに言っと かんと、賛成したいですもん、僕は。
- **奥本委員長** 一応その辺はどういう取組していくかというところだけお聞きしますね。 峠主幹。
- **峠 学校教育課主幹** 学校教育課の峠です。ただいまの委員の質問にお答えさせていただきます。

今までからも、学校のほうではネット講習会、仮称ですけども、という形の講習会を年間 1回開催しております。その開催の子細に関しましては、その学校によって、警察が来てく れたりとか、あるいは携帯電話会社の方が来てくれたりとかということで、加害者にも被害 者にもならないという形の講習会を実施して、未然防止に努めておるところでございます。 以上でございます。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 離れてないですよ。これはだからそういうことをやっていただくためのやつやったら賛成 しますよという意味で聞いているわけですから、外れてないですよ、全然。

今おっしゃってもうたみたいにやっていただくと。今、年1回とおっしゃったんですけども、今もう増えているんでしょう。回数ももう一回考えなあかんと思うんです。僕、先ほど聞いていて、これは後で聞きますけども、年代によっていじめの質というか、あれが変わってくると思うんですよ、種類というのが。その年代別のいじめの対策というのも細かく、例えば小学校2年生のいじめと中学校3年生のいじめって、先ほどおっしゃったみたいに、全然スマホの関係、持ってる持ってへんあるから全然違うわけじゃないですか。全校でこうじゃなくて、もうほんまにこの学年はこういういじめがはやっている、はやっているといったら言い方は悪いですけども、対策するみたいな、できるだけ細かく。

大変やと思います。でも、せっかくつくっていただくんやったら、ほんまにこれを活用して、葛城市ってすごい、いじめ対策すごいよって。今、僕が言ったことって他市はやってへんと思います。これをやったらすぐ広がっていきますよ、他市に。すごいで、葛城市になると思います。やるかやらんかは別ですよ。僕が思っているだけなので。ただ、先ほどもお笑い芸人どう等って話をしたんですけども、昔、伝説の教師というドラマがあって、知ってはりますか。ダウンタウンの松本さんスマップの中居さんがやってるんですけど、教育長、一回、いじめの回があるんで見てください。僕が言っている意味が分かると思います。

以上です。

奥本委員長 今回の、この辺の条例制定においては、いじめの質が変わってきたというところを先ほど理由に挙げられております。その中で、特にやはり、杉本委員ご指摘の電子系のところですね。対応というのがやはり、どういうケースがあるか、なかなか、今決めたところで、また新しい形が出てくるか分かりませんけども、その辺の情報収集をまずやっていただくと同時に、子どもたちにも、やはり年齢に応じて、一律じゃなくて、細かい対応していただきたいという意見でよろしいですね。その辺はお願いしておきます。

ほかに。

谷原副委員長。

谷原副委員長 よろしくお願いします。まず条文のほうですけれども、第2章、第3章となって、それから第三者委員会のほうは章建てになってないんですかね。今回は3つ組織を設置するということで、まずは予防のための連絡会、協議会をつくりますよと。2つ目が、この第3章の葛城市いじめ問題対策委員会、これは非常に大事な委員会だろうと思いますので、ちょっとこれは後で詳しく言いますけれども。それに対して重大事態が発生したときにここが対応するわけですが、それに対してさらに第三者委員会を設けて重大事態についての調査をするということなんですが、したがって、最初の初動に当たる、この重大事態に対して初動に当たる葛城市いじめ問題対策委員会、ここには臨時委員を設けることができるというふうに第14条はなっています。この臨時委員というのはどういう方を想定されているのか。

私自身は、これは先ほど最初におっしゃいましたように、大津市での事件が発端となっているんですね。2011年に事件が起きて、ところがそれがなかなか隠蔽されているという中で、子どもが翌年自殺されたと。それに対して教育委員会等、学校が隠蔽してるんじゃないかということで大騒ぎになって、議員立法で国のほうはいじめ防止対策推進法をつくったわけです。だから、杉本委員がおっしゃるように、非常に議員としても関心があるし、重大事態と言えば必ず議員のほうにも入ってくるんですよね。だから杉本委員が先ほどからおっしゃってるようなことがあると思うんです。

したがって、いじめ問題対策委員会、これは非常に重要です。最初の重大事態をあれするときに。臨時委員とあるので、これは何を想定されているのか。私、大津市の事件を見ると、弁護士かなというふうに思ってしまうんです。専門的な法的な問題も発生しますから。そうすると、別表のところに日額、これが書いてあるんですが、これで対応できるのかなと。あらかじめ何かの例外規定を設けてないと、いざ重大事態が発生しました、これは法的な問題がある、弁護士となったときに、葛城市の顧問弁護士が当たっていただいたら要らないのかも分からないけれども、ここをちょっとどういうふうにお考えになるのかということについてお伺いします。

それから2点目ですけど、同じく第3章のところになりますけど、第12条のところです。 この対策委員会は3つの仕事をすると書いてあります。1つはいじめの防止等のための対策 について調査研究する。だから専門家を入れるということですよね。先ほど紹介がありまし た。調査研究すること。2番目が、本市が定めているいじめに対する基本的方針、これが事 務事業の実効性等の検証に関すること。つまりいじめの方針を持っていますよと、葛城市に あるんですね。じゃあそれが実効的にやられているかどうか、これを検証する委員会なんで す。ということは、当然報告書が出ますよね、報告書が。検証するんだから。その報告書は どうなっているのか、それは議会に対してもどうなのか。これは非常に大事なところです。 先ほど杉本委員がおっしゃっているのはここだと僕は思うんです。ちゃんとやってくれてい るのかというところですよね。

だから、ここがどうなのかと、検証に関することだけしかないので、報告という記載もないということなので、これについて、もうちょっときちっとしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。どういうふうにお考えなのかお聞きします。

それから、最後ですけれども、これも杉本委員とちょっとかぶるんですけれども、平成25年、いじめ防止対策推進法が定められました。もう今10年近くたっているわけですよ。私はあれっと思ったんです。いじめの方針が葛城市も出ていますから、冊子としてはいただいているけれども、ホームページにはなかなか出てこないんです。もう小学校、中学校のは全部出てくるんだけど、葛城市の肝心なのが出てこない。冊子もらっていますから、それは私は見ましたけれども、この冊子ができたのも、今日資料配っていただいているところで見て分かりますけれども、基本方針は平成29年につくっているんですよ、12月に。各小学校、中学校のを見たら大体方針が書いてあったら組織も書いてあるんです。こういう組織で、こういうふうに、フローチャートも書いてあるんです。これは公表されています。

ところが葛城市の場合、法が出て、平成25年で、4年後に方針をつくって。方針つくったら、僕は組織がないと、方針は動かしようがないんだから、何で今の時期になってこれが出てきたのかという非常に疑問だから、杉本委員と同じように、何か重大事態が発生しているんかなと思わざるを得なかったんですよ。この間、どういうことがあったのかということが。つまり小学校はつくっているんですよ。葛城市全体の方針もあるんですよ。小学校は組織まで含めて書いてあるんです。ここもうちょっと詳しく説明していただかないと、なかなか以前のことだから分からなかったら分からないでも結構だし、どういう事情があったのか、どういう考えでそういうふうに延びたのかということは、今難しかったらちょっと難しいと言っていただいて報告いただけたらと思うので、この3点、ちょっとお聞きします。

奥本委員長 勝眞課長。

勝眞学校教育課長 学校教育課の勝眞でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目、臨時委員ということでおっしゃってくださいました。その前に、葛城市いじめ問題防止対策委員会の委員について5名以内と定めさせていただいておりますけれども、一体どんな委員が入っていただくのかということでご説明をさせていただきたいと思います。まず、弁護士の先生、お二人入っていただく予定をしております。学識経験者ということで、最初は県内ということで予定していますが、大学の先生、教育学を専攻されている方ですとか、心理学を専攻されている方、こういった方に入っていただこうというふうに考えています。あと1人は警察のほうに入っていただくという、この5名で今は予定をしております。その中で、臨時委員をどんな人を想定しているかということですけれども、今は医師の

方というようなことで想定をしております。それはお医者さんについても、いろいろな先生がおられると思いますけれども、そのときの案件によって、お医者さんであったり、また別の方がその時に必要であればそういうことも想定しながら、委員に入っていただくというふうなことで想定をしております。

2つ目でございますけれども、この対策委員会の役割の中に、2つ目でございます、基本 方針、市と学校の基本方針、こちらのほうの検証ということで書かせていただいております。 この中には基本方針に挙げさせていただいているような内容を、もうこのとおりですけれど も、実効性について検証するということでございます。また、それだけではなくて、基本方 針の内容につきましても検証していただくというようなことで予定をしております。ですの で、報告書ということでございましたけれども、会議を開きますので、その中でどんなこと をおっしゃっていただいたかというのは、まとめさせていただく予定はいたしております。 また、これからこういう委員会というのを発足してやっていくわけですので、どんな状況か というのはまたいろいろ報告はさせていただきたいというふうに考えております。

3つ目でございます。葛城市の基本方針、今、市のホームページに掲載していないということでございます。全くそのとおりでございまして、今後、平成29年に策定しております基本方針の中に、今回条例で制定させていただく予定の3つの組織というのを今、入れさせていただく、改定をさせていただく予定をしています。改定後は、市のホームページのほうに掲載をするということで予定をしております。

以上でございます。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございました。私は、臨時委員のところは医師ということだったので、ただ懸念しているのは、そういう専門委員を、専門的な知見とかね、職権をもって働いていただくということになるので、この日当がこの程度でいいのかなということがあります。ほんまにこれで対応できるんだったらもうそれでいいんですけれど、また直前になって改めて改定というふうなことになるのかどうか。今回これで出ているので、取りあえずこれはこれで私はいいんですけれども、ちょっとそこが懸念されましたので、他市の事例とか含めていただいて研究していただいて、ちょっと今後また検討していただけたら。これはもう要望だけにしておきます。

それから、検証の件につきましても分かりました。まとめをしていただいたその都度、できたら、まとめて1年で1回でもいいですし、まとまったときでもいいですので、ぜひ議会のほうにも報告していただけたらと思います。

それから、最後のところですけれども、これ経過、もうちょっと詳しく調べてもらえませんか。本当にどないなったんか。中学校のほうが先につくられてるということはないでしょうね。市の方針とね。どうなんでしょうね。それはもう条例案には関係ないことなんだけれども、ちょっと成立があまりにも遅いのでね。今回これを出されていることも、当然これはもうやらなあかんことだから、反対でも何でもないんだけれども、そもそもそこがどうなっていたんかなという、信頼性の問題というか、ちょっと疑問があるので、お願いしたい。

それから、もう一つホームページの件でいうと、これは質問なんですが、私、全部の小・中学校のを見させていただきました。基本的に基本方針があって、その中にちゃんとどういう組織でどういうふうに先生が当たっていくかというのがあって、これは1つですね。2番目は計画書、特に研修なんです。これは法律で唯一義務づけられているんですよ。研修を行わなければならない、先生方がね。これは義務づけられているから、もうほんまやらなあかんのですよ、絶対ね。だから、全部その計画があるところ、新庄中学校を除いて全部計画表が載っていますので、こういうふうに先生はやっておられるんだなと分かるんですけど、新庄中学校については、ホームページにも、計画書についての記載が、別紙という記載もない。ほかは別紙とあるから、そのページにとべばあるんだけれども。これについてはちょっと、そういうふうな法律に基づいて今回つくられるわけですから、そもそもそういうところを疑われるようなことがあっては、私はならないことだと思うので、これについても後で結構ですから、ちょっと報告していただけたらと。

また、やっぱりちゃんとホームページに掲載していただきたい。葛城市のいじめ防止の方針も、それから新庄中学校も。まさか計画がないということであれば、ちょっとこれは問題だと思いますけども、あれば早急に掲載していただいて、ぜひとも行政としても。現場の先生は先ほどおっしゃったように、私は基本的には、現場の先生のところでかなり解決していただいて、ほとんど解決して、重大事件に至ることもないし、この間ないだろうし、いろいろいじめはたくさんあると思いますけど、本当によくやっておられると思いますので、それをサポートするようなものだと私も思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 では、質疑ないようですので、質疑を終結いたします。 議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第2号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしま した。

次に、議第10号、葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。ただいま議題となりました議第10号、葛城市 国民健康保険税条例の一部を改正することについてご説明申し上げますので、よろしくお願 いいたします。

議案書は22ページからでございますが、ご承知のように、現在、本市国民健康保険は、令和6年度の奈良県下統一保険料水準に向けて、毎年段階的に保険税率の引上げを行っているところでございます。本改正は、このたび令和4年度の奈良県に納付する国民健康保険事業費納付金が決定されたことに伴い、本市の国民健康保険税をこの納付額に見合うよう改正させていただくもの、そして、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、昨年9月に公布、本年4月1日より施行されることに伴い、世帯内に未就学児がいる場合における被保険者均等割額を軽減することを規定するものでございます。加えて、この際にあわせて規定や文言を明確化する整備も行います。

それでは、お手元の新旧対照表で具体的にご説明申し上げます。新旧対照表の2ページをお願いします。課税額を規定する第2条の第2項でございますが、令和4年度の国民健康保険事業費納付金に見合う額を徴収できるよう、計画に沿って算定した結果、医療分に係る資産割については、当初計画では、令和4年度は5%の税率を賦課、令和5年度にゼロとする予定でございましたが、今回示された納付金額が、この5%を付加することなく、また、他の算定項目に転嫁することもなく賄える見込みであることから、1年前倒して資産割をなくすものでございます。これが再度、下のページの3ページの第4条に、国民健康保険の被保険者に係る資産割額として規定されておりましたので、この第4条を削除いたします。

3ページの上から3行目に戻っていただき、第4項中「並びに」を「及び」に、そして、 次の第3条の見出しに「基礎課税額の」という文言を加えております。この2つは今回の改 正にあわせて行わせていただく文言規定の整備、明確化でございます。そして、第3条中、 一番下は、基礎課税額の所得割算定乗率を改正するものでございます。

3ページー番下、第5条も同様、規定を明確化するために、見出し中に「基礎課税額の」の文言を加え、条文中、被保険者均等割額を改正するものでございます。

ページをおめくりいただき、4ページ、第5条の2も同様、見出し中に規定を明確化するために、「基礎課税額の」という文言を加え、条文中、「第21条」から「第21条第1項」に改めますのは、後で説明させていただきます第21条に、今回第2項を新設するためです。そして、世帯別平等割額を改正するものでございます。

その下、第6条は、不要な規定として文言を削除するとともに、後期高齢者支援金等課税 額の所得割算定乗率を改正するものです。

5ページ、第7条の2は、被保険者均等割額を、第7条の3は、世帯別平等割額をそれぞれ改正するものです。

第8条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割算定乗率、第9条の2は、この被保険者 均等割額の改正です。

第13条、6ページ、2行目は、規定の整備、真ん中から下、第21条第1項第1号は、地方 税法の規定に合うよう第1項と明確化、以降10ページまでの各号で、法定軽減に係る7割、 5割、2割軽減について、被保険者均等割、世帯別平等割、それぞれ額を改めております。 10ページの下、第2項は、冒頭2つ目に申し上げました法律改正により、世帯内に未就学

児がいる場合における被保険者均等割額を軽減することを規定するもので、軽減対象及び軽減額を新設しております。

12ページ以降は、規定の整備でございます。

最後のページ、20ページをお願いします。附則といたしまして、施行期日は令和4年4月 1日、そして令和4年度以後の年度分について適用するというものでございます。

以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明いただきました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 2点ほどお伺いします。

まず1点目です。これは先ほどありましたように、奈良県の国保一元化の中で、統一保険税水準に向けて、今段階的に引き上げているところです。年間1人当たり、平均4.5%ずつ上げていっている。そのことに関わっての保険料、保険税の引上げのための条例改正になっております。これですけど、これは予算も関わることなので、本当は予算審議のところで話しせなあかんのですが、値上げに関係することなのでお聞きしますが、葛城市では現在、財政調整基金、これは国保特別会計の財政調整基金が幾らたまって、今期の決算見込みでも大体幾らぐらいになっていく予定か、そこをちょっとお聞きしたいんです。

というのは、今回引上げの案になっていますので、昨年度コロナの関係で、橿原市は見送りましたよね。県のこういうふうに上げていきますよということを、市として判断して、コロナの時期で大変なので、引上げは1年先送りにしましょうと、その分次の年高く、また上がり幅は大きくなりますけど、それは段階的なので、その期間は優遇されるということになるのでね。こういうことが葛城市で可能なのかどうか、財政調整基金を見て。国保税を支払っている方のことも含めてどうなのか、ちょっとここを。いつもお聞きしていることですので、またお聞きします。

それから2番目ですけれども、これは先ほど新旧対照表だと10ページ、下から、新設された子どもの均等割の部分です。これは長年にわたって私も主張してまいりました。全国知事会も政府に要望しておりました。要は所得の発生しない子どもに対して、国保税では保険税が1人当たり幾らとかかる、0歳の赤ちゃんでもかかるんです。国保加入者の家庭にはね。これは社会保険だったら、当然親の扶養家族ですから、所得が全く発生しない子に対して、特に18歳未満に対しては、扶養家族18歳未満の子どもの場合ですけど、扶養家族としていけるわけです。これは物すごく大変負担が重たいということで、均等割、今度軽減されるようになったわけですけれども、これは全額ではないですよね。全額ではないと。金額しか書いてないので、一体どういうことで、どれぐらい減額されるものなのか。率で、金額で書いてあるので、全部減額されるのか、それともどれぐらい減額されるのか。これもちょっと予算に関係することなので、深入りしませんけれども、これについては財政措置がどうなってい

るのか。簡単で結構です。これについて2点お伺いします。

奥本委員長 保険課、新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の基金の保有額ということですけれども、葛城市のほうで、令和2年度末ですけれども、2億54万4,813円でありまして、本年度、令和3年度の決算見込みではありますけれども、3億2,949万7,834円を見込んでおります。

あと、コロナウイルスの中、引上げを見送る方向性はなかったのかということでございますけれども、やっぱり令和6年度に向けて段階的に引き上げていく中で、1年据置きさせていただくことで、次の年に大幅にその分も上がりますので、葛城市としては段階的に引き上げていくという方向で考えておりました。

あと、2点目です。子どもの未就学児に係る均等割の軽減措置ということですけれども、 今回健康保険法の一部改正に追随しておりまして、国の考えとしては、国民健康保険という のは全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるということで、世帯の人数に応じた 応分の保険税のご負担をいただく必要があると国は考えております。その上で、未就学児に おける医療費の自己負担割合が2割とされていることや、また所得の低い方にも一定割合の 負担をいただいている、その辺も考慮いたしまして、未就学児の均等割保険料を半額にする ということになっております。財源措置でございますが、その2分の1の軽減の導入により、 国のほうが2分の1、また県が4分の1、あと市が4分の1負担することになっております。 以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 国保の問題については、国保特有の問題がありまして、保険税が高くなると、払われない方が、未納者が増えて、その分ほかの方がまたかぶって国保税が上がると。国保の悪循環と言われて、これは全国知事会でもそういう問題意識から、毎年、国保の問題については要望書が上がっていると思いますが、今回子どもの均等割については半額、一応こういう形でやられると。これは大きな私は前進だったとは思うんですが、我が党としては、もう全額ゼロ、18歳までということを掲げて、いろいろ働きかけているわけですが、これについてちょっとお聞きしますね。

1点ですけど、要はこの子どもの均等割、減額はするんですが、先ほどの最低限所得の低い方にもお支払いいただいているものだから、ゼロにするわけにはいきませんみたいな答弁だったんですが、私、この子どもの均等割で一番不合理なところは、後期高齢者医療制度の支援分というのがあるんです。後期高齢者医療制度というのは、高齢者の方が支払っているだけではなくて、40歳以上の方でしたか、あと国保の関係の方もいるけど、社会保険の方だったら、40歳以上ですよね、負担してはるんですよ。国保の方は0歳児が負担しているんです、0歳児の方のね。0歳の子が何で後期高齢者の医療負担分のところへカウントされなあかんのかと。もうこれは最たる矛盾なんですよ、この国保の中でね。私はこれだけでも、これだけでも、葛城市は免除していただけたらなと。実際にいろんな市町村で、子どもの均等割、市のほうが負担して免除しているところもあります。私、全額免除せえというふうなこ

とは、先ほどの理屈から言うと難しいかも分からんけれども、せめて子どもの均等割の中に 後期高齢者の負担分があるというのは、医療の負担分があるというのは、これはちょっと納 得しがたいところあるんです。国の制度ですからあれですけれども、やっぱり地方からも変 えていくことができると思いますので、私はこの点については、財政調整基金等でも何とか なるんじゃないかと考えておりますが、阿古市長の、これは課長に聞いても、課長、先ほど ご答弁されたあれなので、市長、市民のいろんな方々おられる中で、どのようにお考えかち ょっとお聞きします。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 ご意見、趣旨等は拝聴いたしました。今後検討を重ねてまいりたいと考えております。 奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 検討を重ねるということですが、実際には国の制度で財政的負担も発生しますからあれですが、市町村でも様々こうした医療費のところで援助もしていることもあるし、財政調整基金がたまったところで、それを国保加入者に還元するというふうなことも私は必要だろうと思いますので、ぜひ検討していただけたらと思います。

以上にしておきます。

奥本委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 冒頭の説明の中で、国保の一体化という、これに基づく、毎年上がっていくという中の途中であるという説明、これは皆さん知っているだろうと思いますけど、そこら辺をもう一度確認ということで、いつからこう上がってきているというのをご説明いただきたいのと、今の話、誰しもが上がっていくというのを喜ぶ人は誰もいない。やっぱり支払うものはできるだけ抑えたいし、こういう世の中ですから。しかし、国保というものの運営というものを維持していくために、こういう形をとっておるわけですけども、市民のいわゆる反響とか意見とか、上げていくことによって、支払いがしんどくなって、遅延、延滞というんですか、が増えているとか、そういう、今、上がってきている状況は、何年から上がってきてて、いやいや上がってきているけど、市民の方はそれをご理解して、ちゃんとご納付いただいて、特に変わりはないんだというのも1つなら、やはりその影響が出ているのかどうかというところをお尋ねしているわけです。

以上です。

奥本委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。藤井本委員の質問にお答えさせていただきます。

いつから上がっているのかということなんですけど、平成29年にお話が上がりまして、平成30年度から段階的に引き上がっております。平成30年度から令和6年度に向けて引き上げております。令和6年度に、もう県下統一の保険料水準になるようにしております。

2点目のご質問なんですけども、収納率、収納促進課のほうで今把握しておりますけれど も、当初はいろいろお話も、お電話等いただきましたけれども、最近はちょっとご理解いた だけたのか、そのお話のほうも徐々に聞くことが少なくはなってきているんですけれども、 国保の方がそれによって滞納されているかどうかというところは把握できておりません。 以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 今回も上がりますよということで、毎年上がっているわけですね。5年かけてやったっけ。だから、毎年この条例改正があるわけですよ。そこにちょっと今回の未就学児の今回新設されましたけど、毎年同じことをやっている。これはもう定められた分やし、一旦止めたら、先ほどの答弁のように、2年いっぱいに上げやんなんとかいうことが出てくるんで、やはり毎年上げていく。私はそれでいいと思うんやけども、必要なのは、納付されている方はやっぱりしんどいと思うんですね、上がっていくなんて。だからここをちゃんと説明を、この制度そのものというものを説明して、今お聞きしていたら、当初はご意見等いただいたけど、あまり感触的にないということですので、やはり市民の気持ちというのも理解しながら、この制度というものをちゃんと説明していただけたらそれで結構です。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 1つお聞きしたいんですけれども、国民健康保険税というのは前年の所得額に応じて、多分金額が変わってくると思うんですけど、コロナ禍で、前年はすごくよかったけど、今年は本当に収入がないということで、前年分の所得額ですごい高い国民健康保険税が来たという方もちょっと声を結構お聞きするんです。それに対しての救済方法というか、そういうのはあるんでしょうか。今年はすごく収入が減ったので、毎月国民健康保険税を払うのがしんどいという方のための対処法というのは何かあるんでしょうか、お聞かせください。

奥本委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。

前年中の所得に応じてかかってくるというのが保険税でございまして、コロナの関係で収入が極端に少なくなった方に対しては、コロナ減免というのがあります。あと、それ以外の方で、そこまでも下がってないという方については、やっぱり収納方法の今度は相談、個々にさせていただくことになりますので、収納促進課のほうで対応させていただいています。以上でございます。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。結構そういう方が、今本当に波がある人がたくさんいらっしゃいますので、ぜひそういう救済をしていただきたいなと思います。ありがとうございました。

奥本委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 では、私は、議第10号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、 反対の立場からご意見を申し上げます。

根本的には、これは県の国保県単位化の流れの中で、先ほどありましたように、令和6年度まで毎年4.5%ずつ引き上げられていくと。統一保険税水準まで引き上げられていくということであります。私はこの間ずっと反対しておりますのは、これはもうぜひ市長にも県のほうに上げていただきたいご意見なんですが、何度も言っていることなんですが、医療給付水準が葛城市は低いんです。大きい病院もないし、保健のほうで一生懸命健康福祉センターなど、本当に健康増進のためやっておられるので、皆さんあまり病院でお金は使ってはらへんのです、国保の方は。他の市町村と比べて。なのに同じ保険税を払わされると。だから、これは統一保険税水準は駄目ですよと。ほかの都道府県が全部そうかいうたら違うんですよ。ちゃんとそういうところに差をつけて、都道府県が一元化したとしても差をつけているというふうな都道府県あると思いますよ。かえって統一保険税水準が少ないんじゃないかなというふうに、発足当初、私は聞いていました。だから、これは本当矛盾しているんですよ。

そのときに県が言ったのは何か言うたら、いや、医療サービスの均てん化を行いますと。 つまり、均てん化というのは、同じように医療を受けられる体制にしていきますということ だったんですけれども、そんなことがあまり見えない中で、この統一保険税水準に引き上げ られていく。葛城市の医療水準、本当にサービス水準が上がっているのかと。県が何かして くれたのかと。そういうことがあるので、私は基本的にこれに反対しております。今回前進 面があります。子どもの均等割について前進面がありますけれども、基本的に大きなところ で値上げされているわけですから、反対したいと思います。

あと1つは、やっぱり市の努力ですね。いろんな市町村でこの国保については様々に努力されています。住民負担を減らすために、独自の努力をされています。ぜひそういうことを今後ともご検討していただきたい。ちなみに、私のところにはよく電話がかかってきます。国保税が高いと、どうにかなりませんかと。もう貯金がどんどん減っていくと。一体どんな国保税を払ってはるんですかということでご相談して、法律に反しない範囲でこういう方法がありますよと。そういうことも知らされないまま高い国保税を払っている方がたくさんいらっしゃるんですね。だから、私は本当に市民の方々、きちっと払っていただいて、100%皆さんが払える国保税にして、そして医療が提供されることを望みまして、反対意見といたします。

奥本委員長 ほかに討論はございませんか。

杉本委員。

杉本委員 私、議第10号、葛城市国民健康保険税条例の一部改正することにつきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の税率改正案は、国民健康保険の都道府県単位化に伴い、都道府県が財政運営の責任 主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担っていく 中で、奈良県においては、令和6年度に同じ所得、世帯構成であれば、県内どこに住んでいても保険料水準が同じとなるよう、県下統一の保険料率にすることとされたことに伴い、県と協議の上、保険料方針に沿った保険税率の改定を着実に実行していくための改正であり、被保険者の負担水準に激変が生じないように緩和措置を設け、本来必要な額への引上げを段階的に行えるように慎重に検討を重ねられたものであると思います。

このたびの改正は、所得割、均等割、平等割は計画どおり引上げとなりますが、資産割を 所得割に転嫁することなく、計画よりも1年前倒しで廃止することになり、健康保険法の改 正により未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を半額に軽減する制度を取り入れ、子育 て世帯の経済的負担軽減から図られていることは大いに評価できるところであります。引き 続き奈良県と十分に協議、連携し、慎重に検討を重ねていただくことを望みます。

ちょっと最後に、僕、ちょっと気になったんですけども、最初に緩和措置の条件として、 徴収率97%という話があったと思うんですけども、今の答弁でそれが分からないと。ちょっ と何かそこをしっかり見てもらわないと、僕は最初反対したんですけど、今回賛成という、 はたから見たらよう分からんやっちゃなと思われるんですけども、ちょっとそこは、徴収率、 もう大丈夫ですと、上がっていますけど大丈夫です。最初に緩和措置の条件でそれがあった はずなんですよ。それが今答弁で答えられないというのは、ちょっと僕からしたら、んんと 思ったんですけども、賛成とさせていただきます。

以上です。

奥本委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第10号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

奥本委員長 起立多数であります。よって、議第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第11号、葛城市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に 関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

板橋こども未来創造部理事。

板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております、議第11号、葛城市立学校の学校医、学校歯科 医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正することについて説明させてい ただきます。

初めに、改正理由でございます。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の第27条において、幼保連携型認定こども園に つきましては、学校保健安全法を一部準用することと規定されております。準用することと なる学校保健安全法の第23条におきまして、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとすると規定されていることから、幼保連携型認定こども園につきましても、学校医や学校歯科医及び学校薬剤師を置くこととなっております。葛城市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例におきまして、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務上の災害の範囲、金額及び支給方法について定めておりますが、今回、この条文に、幼保連携型認定こども園に関する記述を追加するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条の規定する学校の次に、「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)」を加えます。

続きまして、第2条では、教育委員会の次に、「(幼保連携型認定こども園にあっては、市 長。」とし、また第4条でも同様の扱いといたします。

続きまして、第5条では、所管が市長部局になることから、教育委員会規則の次に「(幼保連携型認定こども園にあっては、規則)」を加えます。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日施行とするものでございます。 説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明いただきました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 この条例が出てきたのは、いわゆる認定こども園、それが新しくできるのでその文言を付け加えると、それも該当しますので、そうだという認識だけでいいんですか。それを聞きたいのと、2点目は、今までは葛城市内のいわゆる医師というてええんか、ドクターであったと思っているんですけど、いわゆるお世話になっているドクターの方の、市内の方ですというものなのか、これを導入することによって幅が広がるとか、そういう変化があるのかどうかを確認しておきたいと思います。

奥本委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願いいたします。

まず、この条例の改正なんですけども、お見込みのとおりで、今回認定こども園を立ち上げるに当たって改正するものでございます。それから学校医、学校歯科医、学校薬剤師の件なんですけれども、基本的にはほぼ同じメンバー、市内のドクターあるいは歯科医になってくるということでご理解ください。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第11号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

奥本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決することに決定いたしま した。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで暫時休憩を行います。再開時間は25分でお願いいたします。

休 憩 午前11時11分

再 開 午前11時25分

奥本委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、所管事項の調査案件に入ってまいります。

厚生文教常任委員会では、昨年の12月定例会で設定した調査案件につきまして、閉会中に 2回の協議会を開催しております。本日は、次第に記載しております4つの案件を議題とし て審査してまいります。また、この委員会終了後に、次回6月定例会までに調査すべき事項 についてご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おきください。

なお、今回の調査案件につきましては、ちょっと順番を変えて、1番、学校給食に関する 諸事項についての次に、3番のICT教育に関する諸事項についてという、ちょっと順序を 変えますのでご承知おきください。

それでは、まず初めに、学校給食に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

吉井教育部長。

吉井教育部長 教育委員会の吉井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、調査案件になっております学校給食に関する諸事項についての説明でございますが、給食費の未納についてご説明させていただきます。

給食費の未納者の対応についてでございますが、まず、お手元に配付しております学校別 給食費未納状況表をご覧いただきたいと思います。表におきましては、学校別に、年度別、 また未納の人数と未納金額を記載しております。ここで未納者への対応についてでございま すが、各校園で口座振替ができず未納となった場合でございますが、まずは各校園で保護者 に対しまして未納の通知と督促を行っております。これにより、各校園で督促をし、ほぼ年 度内に支払われるようにはなっております。

ただし、次に、督促された後に納入されない方につきましては、給食センターと学校、園とで内容の確認をし、給食センターから文書による督促を行う場合や、未納の金額が多額な場合など、内容によりまして個人懇談の日に職員が学校に出向き、保護者と直接お話をする機会を設け、直接未納額のお知らせをすると同時に、納入の依頼を行います。また、保護者

と直接お話をする機会が中学校卒業時の場合におきましては、納付誓約書等の文書をいただき、早期納入を依頼すると同時に、卒業後におきましても未納とならないようにしております。

このように学校と給食センターが連携することによりまして納付率が向上している場合もございますが、資料のように、何年も前の未納金が残っているのが現状でございます。今回、各学校に聞き取りをいたしまして、結果といたしまして、未納が少ない学校におきましては、振替未納の後、文書で通知しても納付されない場合は、1か月後の振替日に文書、2か月以降、文書と電話、6か月以上は懇談時に主任管理職から口頭で督促を行っております。また、未納が比較的多くなっている学校におきましては、文書通知のみで、電話等直接連絡を行っていないという状況でございました。また、過去に未納があった保護者に対し、就学援助費の制度を積極的に紹介することで、就学援助費の対象となった場合、現年分の納付ができるようになった例も複数あることから、制度利用の周知をさらに行っていきたいと思っております。

このように今後は、学校と給食センターが連携をさらに密にすることや、電話や訪問回数を増やすなど、未納者への対応を積極的に行い、未納金の解消に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

奥本委員長 今回、調査案件として、学校給食の諸事項の中で、今回は学校給食費の未納ということを取り上げております。恐らく過去のいろんな予算とかの委員会で議員から質問あったりとか、監査委員からの指摘もございましたけれども、公にこれに取り組むのは今回初めてとなっております。

現在、給食費に関しては、学校のほう、あるいはセンターのほうで徴収をいただいているわけなんですけども、学校給食法においては、食材費に関しては保護者負担ということが定められております。また、経済的に厳しい方については、福祉のほうでの対応がされておりますけども、現状では給食費が納められずに未納となっている状況があると。それについて今回資料を提出いただいて、各学校別に現状はどうかということを出していただいております。

それに基づくと、今のご説明にあったように、学校によって、未納ゼロの学校、あるいは残っている学校というのがございまして、この差について、どういう形がいいのかというところを検討してもらうわけなんですけども、1つには、まず未納をなくすために、そういった収納のノウハウがあるのであればそれを共有してこれを減少させていく。2つ目の目的というか、検討すべき事項として、過去、もう卒業されて、場合によってはもう葛城市にも在住されてなくて、請求もできなくて、未収となっているお金、これをどう処理していくか。今現状の法律では、これを処理するすべがなくて、ずっと残っているわけなんです。ここについて、全国のいろんな自治体で対応されているところもございますけども、今後、葛城市としてどういう形がとれるのかという、この2点、この委員会でもちょっと検討していきたい。最終的には、行政側のほうで対応を決めていただくわけなんですけど、そういった形の

調査という形になります。

それを踏まえまして、委員からのご意見、ご質問等を募りたいと思います。

何かございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願いします。僕の個人的な思いも踏まえながら話させてもらいますけども、一番あかんのは、払えるのに払わない、これはもう駄目ですよね。絶対に。でも、本当は払いたいんだけど、家庭環境が厳しくてという方に関しては、若干いたし方ないところがあるんですけども、そういった調査をされているのかですよね。本当に困っている方やったら、いたし方ない面は多々あるんで、できるだけの努力をすればいいと思っているんですけども、本当は、言い方は悪いですけども、払えるのに、お金あるのに払ってない。そういった判断ができているのかどうかが1点。

もう1点ですけど、ちょっと中学校に限って言わせてもらうんですけど、約12年前から出ているんですけども、変な言い方をしたら、この中学校を卒業した子どもももう成人しているわけじゃないですか。12年前、卒業しているわけでしょう。となったときに、ちょっと厳しく言いますと、そのお子さんに伝えたことあるんか。これは親御さんがそのとき払ってないのはいたし方ないとしても、昔これだけ給食費払ってなかったよというのを、今働いている方もおられると思うんですよ。そういったところにアプローチするだけで、それやったらもう払っときますわってなるような気がするので、そういうアクションをやったことあるのか、この2点をお願いします。

奥本委員長 吉井部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

払えるのに払わない、ただし家庭環境により払えないというところを調査しているのかという点につきましては、先ほど説明のところで述べましたように、学校の先生におきまして事情をお聞きするなどの調査を行った上で、未納が多くなっているとかというふうな事情をお聞きすることはございます。

次に、中学校の未納金の残りにつきまして、その方の子どもにお伝えしたことがあるのか ということにつきましては、それはございません。

以上です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 今度はどういった理由が、ちょっと言い方が難しいですけども、どういった理由でお支払いされないんですか。僕、その辺が分からないんです。この前、この表を出したときに人数を出してくれな分からんという話で、言い方は悪いですけども、令和2年度に至っては12人の方が対象なわけで、ちゃんとこの12人の方を調べるいうたらおかしいですけども、やっぱり払っている方が大多数なんですよ。払われてない方がおるからこうやって残っていくと。ちょっとでも努力して、いたし方ない理由やったら分かるんです。そういうことをしっかりと見極めた上で、これなのかどうかというところが僕はちょっと気になるんです。何でかと言ったら、ちゃんとこれを日々取り組んでいらっしゃるのかと僕は聞きたいんですよ。

毎回予算で、皆さんに聞いて、この前、委員長の計らいで出しても、たいした答弁返ってこやんかったでしょう。ということは、何人未納なんか分からんし、理由も分からんしって、それをどうやって回収するのと僕は思うんですよ。今おっしゃったみたいに、そのお子さんに聞いたことない、いやそれは酷な話かも分からないですけども、もう20歳超えて成人しとって、金額見ても、いやそんなん払いませんわという金額ですかって話じゃないですか。子育てしていて苦しい方やったら確かに意味分かるんですけども、成人して働いてるお子さんに、中学校のとき給食費未納やねんけどって言って、こんだけも払えませんわという金額かなと思うんですよ。意味分かりますか。そういう動きをやってないのに、未納金回収どうしましょうって僕らに聞かれても、さっぱり僕は分からないって感じなんですよ。

もう1個ちょっとお聞きしたいのは、他市と比べて分母が、今学校に行っている子どもが 分母でいいですわ。分子が今払ってない人数やったとして、他市と比べてこれは多いのか、 少ないのか。金額もそうですよね。他市と比べて多いんか、少ないんかというのは分かって ますか。分かってないんだったら分かってないとはっきり言うてもうたら、そこから始めま しょうという話です。

今、市内の小学校、ここはゼロやけど、ここは多い。お互いにやっていく。それは分かりますわ。でも、徴収めちゃくちゃできてる市とか県があったら、そこを参考にしたらいいのと違うんですかって話ですやん。例えば、そこの徴収がめちゃくちゃうまいこといっている市に行ったら、いやいや大人になった子どもらに言ったら皆払ってくれるんですよって言ったら、解決するやんって話ですやん。こんなん僕でも思いつくようなことを何で調べてやらへんのかなと思うんですよ。お願いします。

奥本委員長 吉井教育部長。

吉井教育部長 他市の徴収率でございますが、詳しくは調べておりません。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 正々堂々と言われちゃったんで、ちょっとあっけにとられていますけど。今、僕が言うたことだけでもやったら変わると思いませんか。単純に。問題視してないからやらないんでしょう。でも僕らは問題視していると、この温度差があるんですよ、要するに。僕らはやっぱり払っておられる方おんねんから、ここもちゃんとしようよって。僕らができるんやったらやりますよ。できないから言っているんですよ。今言ったみたいに、成人された子どもたちに、連絡つくかつかないかは分からないですよ。でも、おられる方、おるでしょう。だって中学校で卒業するのは何歳でしたっけ。

(発言する者あり)

杉本委員 15歳、ということは5年前からもう対象じゃないですか。5年前から。20歳ぐらいになったらアルバイトでもしているわけじゃないですか。その方にアルバイト、分からないですよ、聞いてみやな。月1,000円ずつ返しよ言うたら、分かりましたって言うと思いますよ。5年前っていつ、平成28年度から前が全部対象になるじゃないですか、これで。駄目、この案。僕やったらそうするって話なんですよ。僕やったら、他市で徴収うまいこといっているところに行って、うちはこうなんですけどどう思いますかという意見を聞いて取り入れていくっ

て感じです。もし僕が本気でこれを回収する気があるならばね。なければやらんでいいです よ。ないんやったら、もう話し合わんときましょう。意味ないんで。

奥本委員長 椿本教育長。

椿本教育長 私のほうから、私も昨年度までは学校現場、中学校におりましたので、この給食費、またあわせて教材費等も学校のほうでは徴収させていただいております。その徴収について、私も新庄中学校で3年おらせていただきましたけれども、今、委員おっしゃるように、この徴収をいいかげんな形でさせていただいているということは一切なかったというふうに記憶しております。

先ほど部長が答弁しましたように、今、本市のほうでは公会計化していませんので、この 給食費も、教材費も、まずは学校のほうで振替をさせていただいて、そして振替できないと きには現金で徴収させていただいてということで、現金で徴収されなかったとしても、新庄 中学校の場合でありましたら学級懇談、また管理職との懇談等で保護者に働きかけを何度も 継続的にさせていただきながら、回収に努めているところでございます。

その結果、本市のほうでは、回収できていない金額も毎年のように残っておりますけれども、回収については、非常に回収率が高いというふうに今思っています。それは、数値的には他市と比較はしていませんけれども、詳しい比較はしていませんけれども、全国の学校給食調査というのがありまして、その調査によりますと、全国でこの未回収率というのを出しておるんですけれども、それが小学校では、全国では0.8%未回収やと、中学校では0.9%未回収である。これはちょっと平成30年の古いデータしか今、国のほうは公表していませんので、このデータになってしまうんですけれども、令和2年度の本市の未回収率を見ますと、小学校は0.3%、中学校は0.2%ということで、未回収は残っているんですけれども、こういう全国平均と比較しても、おおむね回収はできているというふうには思っています。ただ、全てにおいて回収できていないということで、まだまだ、この後、回収に向けて、今度は教育委員会のほうもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えています。

奥本委員長 ほかの方、何か意見ございますか。

西井委員。

西井委員 私も、たしか平成20年程度に、報道でも全国的に未回収があって、ワイドショーとかそん なんでちょっと問題あったときに、当時の教育長に葛城市の状況どないやねという話したら、 先生も努力してもらって、努力以上の努力してもらって、ほとんどありませんねという話を 聞かせてもうて、ずっと未回収については、若干市民からも、子どもが食べたものを親が払 うのは当然やろうとか、こういうふうなインターネットが流れる中で未回収があるということ自体がもう、住民の、その対象の保護者に聞こえることがほんまにいいんかなと。こんな ん払わん得やないかいうふうな形になってくる可能性もあると。

やはりそのパーセンテージから言うたら、今、教育長おっしゃったように、非常にまだ少ないほうやと思います、葛城市。しかしながら、こんな食い逃げに近いことを言われる市民から見たら、実際、これはほんまにもうちょっと、できるだけゼロに近いような、杉本委員もおっしゃったように、新しい努力をよりしてもらわねば、払わん得やというふうな感じに

なってきたら、受益者負担の原則が崩れてしまうということが、これをほんまに危惧するわけですので、もう答弁結構ですので、そのような形にならんように、新たな集金方式も含めて、できるだけこの不納分を抑えるように、もっと新たな考え方で努力してもらいたいと。 それ以上は、もう私も申し上げませんので、よろしくお願いします。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 どっかの予算のときでも、多分教育長がおっしゃったように、我が市は高くないと。西井 委員おっしゃったこともまさにそうやと思うんです。ちょっと言葉を濁してしゃべってます けども。ただ、子どもたちが学校へ行っている間に、給食費を払う、名義って言ったら親御 さんになっているから、それが子どもらが成人になったからといって払う義務があるか、そ んなの分からないですけども。

僕が言いたいのは、さっきのいじめのやつもそうなんですけども、葛城市やるやんって思うような動きしてくれたら僕らもうれしいんですよ。今例えばこの案かって、もしやってうまいこといってくださいよ。他市から葛城市賢ないとか言われるわけじゃないですか。だから今が正解じゃないということをどんどんどんどん取り入れるために、委員長がこれは取り計らって入れてくれていると思うんですよ。それを少しでも反映させてもうて、他市と比べて少ない、それはいいことだと思うんですけども、ぶっちぎり少なくしていただいて、その方法を全国に広めるようなイメージが僕にはあるんです。葛城市ってすごいところやなって言われたいなと思っているんですよ。そのためには、僕がちょっと思いつくようなことぐらいはやってくださいよと思うんですよ。

今の話だけでも、子どもたちに言えるか言えないか分からないですけども、それを子どもたちに言えませんという答弁が返ってこない時点でおかしいんですよ。やってみます、やってますとかじゃないわけじゃないですか。これを真剣に取り組んでいるかどうかというのが僕はお聞きしたいんです。取り組んでおられるのは分かっているんですけども、アイデアーつで絶対変わると思います。今の話も絶対変わると思います、これで。だって、別にお子さんに言えへのんやったら連名で、もう直接言いに行くのはあれやったらはがきとか手紙を送るだけでもいいじゃないですか。もっと言ったら、中学校の先生、担任の先生とかがおられるわけでしょう。お子さんのことを知っているわけじゃないですか。成人になったら、大人になったらこれぐらいの話できるでしょう、先生方が。それがこの毎年100人、200人になってたら無理ですけど、人数を見たらちょっと努力すればできるような数字じゃないですか、と僕は思うんです。

だから、取り入れる、取り入れへんは自由ですけども、僕はこれをやるだけでもだいぶ変わると思います。もう答弁はいいです。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 私も平成20年より前ぐらいのお話をするか分からないですけども、もう先ほど西井委員 からあったように、給食費の未納というのは、やっぱり全国的な問題となっていました。そ の中で、葛城市はどうなんだという話があったときに、葛城市は月遅れというていいのか、

学期遅れというんですか、そういうのはあるけども、年をまたがっての遅れはない。そういった意味で、やはりええまちやなというふうなことをずっと思っていて、こんなの見るまでこういう状況が続いているというのを、私も見てて、ある意味、時代がこういうふうな時代になってきた、全国レベルと言うていいのか、悪いほうの、そういうのに近づいてきてんなあという思いと、やっぱり先ほどから言われるように、もうちょっとしっかりとしてよというものがございます。

そこで、これを見せて本当に議会で何をするというふうな、先ほどからあるように私もそう思うんだけども、ちょっと思うのは、例えばこの3年、4年見たときに、全くない学校も幾つかある。あるところも、出てくるところもあるんですよね。古い話をどうするんだという話やなくて、今、最近の話ですね。気になるのが、お金があって払うとか払わないというより、給食に対して何かの思い、嫌やとか、いやこんな食べられへん、何ていうんでしょう。給食に対する何かの思い、問題というのを指摘されて、わざと払っておられないとか、違った意味で、アレルギー対応してもらえないとか、何かの不満があってこういう状況に、ないところもあんねんから、あるところは何かその問題点というのがあんのじゃないかなというのをちょっとお聞きしたいんですけども、どうなんでしょう。あくまでもよう払わんねということだけなんでしょうか。

奥本委員長 吉井部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

給食費には限らずなんですけども、給食に対しては、給食のアンケートを定期的にとっておりまして、それに対する回答に、おいしくないから払えないとかというのはないと結果が出ております。ただ、こういうふうにしてほしいとか、希望のほうが、子どもにとりましては多くいただいております。

以上です。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私は払わないという人には、やっぱり何かの、市内通じて何名かおられるわけですけども、何かの意味があるのかなというところもあります。そういったところもしっかりと話をして、古いものをどうしようというよりも、今後もやっぱりこれから出さないというお話をしていくということに徹していただきたいというふうに思います。こんな古いのをどうしましょうなんていうのは、これはまた別の問題であって、ただ、こういうことを、現状を見せていただいたことについては、委員長はじめ教育委員会、給食センターに感謝したいと思いますけども、そういうことでお願いしておきます。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 給食費の件に関しては、一旦僕は以上です。いろんな声、最近また増えてきたんですけど も、葛城市の学校給食、これ僕の偏った意見なんで、偏見なく聞いてほしいんですけども、 これが1件、2件じゃないんで、今聞いているんですけども、葛城市の給食って量めっちゃ 少ないってうわさやなとよう聞くんですよ。味も何かだんだんだんだん落ちていってるって 言っているという声をよく聞くんです。これは市内の方じゃないです。他市の方です。他市 の方から葛城市の給食はといって、わざわざ僕に電話がかかってきました。それは何でかと いったら、その方の友達が葛城市に住んでいて、話したときに言われて、何とかならへんの かな、杉本君知っているよって僕に電話かかってきたのが1件や2件じゃないんですよ。

それを今、云々かんぬん言う気はないんですけども、今、部長おっしゃったアンケートとっていると思うんです。それ前も僕聞いていると思うんですけども、直近いつとられましたか。そのアンケートをどれぐらいのスパンで取られるのか、直近でどんな声が返ってきたのか、これちょっと唐突に言ったんで、別に後からでもいいですけども、ただ、ある程度は答えられると思うんですよ。最近、おいしくなくなったであるとか、量が少なくなったとかという声はないですか。ずっと同じですかね。というのと、アンケートの頻度ですよね。年1回なの、年2回なのって話なんですよ。僕、前聞いてから結構時間たっていると思うんで、ちょっとこれは給食に関して、僕、そういう声をたまに聞くんで、ちょっとお願いできますか。

奥本委員長 先ほどまでの未納の件は取りあえず一旦置いておくということで、学校給食に関するところというところで、量が少ないであるとか、味が落ちてきているのではないかという声を聞くけども、その辺りどうなっているか。それとアンケートとどう絡んで対応、現状どうなっているか、分かる範囲でお答えいただけますか。

吉井部長。

吉井教育部長 ただいまのアンケートの件についてお答えさせていただきます。

アンケートの直近は2年前にとっております。今年度については、実施しておりません。 それと、量が少ないと味のことですけども、量につきましては、コロナウイルス対策の関係 で一品少なくしていたというところが若干あるんじゃないかと思うんですけども、味のほう は、栄養価が不足しないようにというので、栄養士のほうが工夫して献立をつくってきてお りますので、若干味の薄い濃いというのは、個人差にもよるものかもしれませんが、気をつ けていきたいと思っております。

以上です。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 2年前ということは、まだ1回もアンケートに答えてない子もおるわけですよね。多分その方なんかなとちょっと若干思っているんです。2年前というのは分かってたんですけども、この期間ね、最低でも1年1回違いますか。だって、今の1年生は答えてないでしょう。おかしないですか。それでアンケートって言えるのかなと思うんですよ。最低でも1年に1回じゃないのと思うんです。

部長おっしゃるとおりですよ、ほんまに。コロナのときの声の延長なんかなと思うんですけど、僕、その量に関しては最近なんですよ。だからそれはちょっと違うと思うんで、そこもちゃんとして、もうほんまおっしゃるとおりで、味のことに関してはそれは個々あるけど、それを知るためのアンケートなんじゃないのと僕は思うんですよ。それを2年に1回と言わ

れても、いやいやいやと思うんですよ。だから、そこはせめて1年に1回やるというのはちょっと徹底していただきたい。僕、そういう声を聞きたくないんで、あんまり。その辺をお願いしておきます。

次にも言いますけども、ちょっと我々議会でも1回食べに行きませんか。抜き打ちで。抜き打ちは無理かも分からないですけども、でも抜き打ちで行かな意味ないような気がすんねけどね。議員の皆さん、分かんないですけど、新人の方々もおられるわけだし、給食を食べたことない方もおられるわけでしょう。今、書面上でしか分からんわけじゃないですか、僕ら。おいしいって言っていますとか。確かに子どもらが言うことはそれで正解なんですけども、ちょっと一度、我々も議会としてこの給食って入っているんだから、徴収とかという話、栄養価とかじゃなくて、味はちょっと一回みんなで見たほうがよくないですかと僕は思っています。

以上です。

奥本委員長 まず、先ほどのご答弁に関しては、2年前のアンケートの結果をひもといて紹介いただきましたけども、やはりちょっとこの辺り、少なくとも年に1回は子どもたちの声を聞かないと、実際の業務が、今やっていることが正しいのかどうか、いい方向に向かっているかどうか分からないと思いますので、そこは対応をお願いします。

それと、この委員会に向けて杉本委員のほうから今ご提案というか、あったんですけども、 給食を一回我々が食べに行くということについて、ちょっと話は若干それますけども、そこ についてご意見だけ伺いたいと思います。委員だけじゃなく、センターの方からの立場で、 そんなことしたらどうかとか、費用をどうするかとか、いろいろあると思います。その辺も 含めてございまして、ちょっと若干脇道にそれますけど、今こういう提案ございましたので、 この場で話し合いたいと思います。いかがでしょうか。委員からでも結構です。

川村議長。

川村議長 私は給食センターができたときに議員全員で食べに行った経験があります。ですから、特別な状況で、今、求められるんであれば、できない体制ではないのかなと思っているんですけども、過去には給食、議員全員で試食させていただきました。その費用についてはどうやったか、ちょっと事務局のかげんが分からないんですけど、私らも食べに行った経験、一度実績はあります。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 できるできひんは別として、僕はこの日行きますというのをあんまりしたくないんですよ。 絶対気合入るじゃないですか。給食センターに行くのも僕は反対です。各地域の地区の小学 校に、同じ日でいいですよ、ばらばらで行きましょうよ。子どもたちの前で。じゃないと、 給食センターだけちょっと塩を足しときますとかなったらかなわんでしょう。やらんと思い ますけど。僕はそういうことじゃなくて、全部の小学校に各議員がばらばらに行って、この 日というのは決めたらいいと思いますよ。別に給食センターでやらんでいいと思う。第1希 望は抜き打ち、僕らだけ知っているみたいなので行く。それはできへんと思います。でも第 2希望は、この日に行きますって言って、全小学校の校区、皆さんあると思うんで、行く。 小学校でも中学校でも幼稚園でも何でもいいです。何でかって言ったら、味も知らんのに給食のこと言えないでしょうと僕、思うんですよ。僕もよう考えたら食べてないんですよね。一回見に行ったんですけど、食べますかと言われて断ったんですよね、僕、今思い出すと。議員になったとき、一番最初に見に行ったんですけど。でも、みんなおいしいと言っていたから、子どもらに聞いたらおいしいと言ってたからまあいいかと思ったんですけど、よう考えたら、ちゃんと食べてみたいなと思って提案させてもらったんですけども。できるできひんあると思うんで、もうそこは委員長、副委員長に任せます。

奥本委員長 ご意見とかほかにないですか。

藤井本委員。

藤井本委員 先ほど議長からあったように、給食センターができたときに議会として呼んでいただいて、みんなで食べさせてもらったのを記憶しています。それだけですね。やっぱり給食をこういう調査案件として上げさせてもらって、議会も給食について向上を目指そうというてる中ですので、給食を食べたいというんじゃなくて、実態を知るということは大事だろうかと思います。ただ、学校へ行くということについては、ちょっとこれは検討が必要かなと。それと、この日に行きますよというのを確かに早く言うとくと、前のようにね。給食センターができたときのお披露目のような形で、何かいうたら特別メニューみたいなことになるんで、普段着の姿というのを見たいわけですよね、私らはね。だから、そういう普段を見たいという趣旨さえ分かっていただけるような形で、委員長、副委員長で、また給食センターなり、教育委員会と打合せしていただいて、よそ行きの給食と違うて、ふだんこんなんやというのを食べさせていただけたら、私もありがたいと思います。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 せっかく杉本委員、給食の内容についてやはり食べな分からないといういい意見をいただきまして、正副委員長に、その辺と、杉本委員おっしゃったように、可能性としてはまずないと思いますねけど、その日にはちょっと変えるとかということもあっても困るということやから、その辺もうまいこと調整して、各小学校とか中学校、ばらけるというのも可能かどうかもあるやろうし。給食費の徴収を、未納をゼロにせえよ言うてんねから、1食分、個々にこれは払うべきやということで、ちょっと調整してもらいたいなと思っております。以上です。

奥本委員長 ほかにないですか。

柴田委員。

柴田委員 私も新人議員として、やっぱり気になるところなので、ぜひ試食というか、させていただけたらなというふうにも思いますし、あと杉本委員がおっしゃったように、各校区とかでばらばらに行くのもちょっといいなと思っていて。というのは今、コロナ禍でもありますし、子どもたちがどういうふうにしてコロナ禍の中で給食を食べているかという状況もちょっと知りたいなということもあって、少人数で各学校に行くのもいいのかなというふうに思います。

奥本委員長 ちょっと話まとめますね。今、皆さんからおおむねその辺の、給食を食べるということ

に対しては賛成という方向性であると私は認識しました。1つのご提案として、現場の子どもたちと一緒に食べるというのもありましたけど、これについてはコロナのこともあって、できるできないは分かりませんけども、まずは委員の希望する、厚生文教常任委員会の委員だけじゃなくて、ほかにも行きたいという方がいらっしゃるかも分かりませんので、その辺り、一度可能かどうかというのをセンターのほうで、教育委員会のほうで諮っていただければと思います。

その際には、やはり子どもたちと同じものをというのも、もう当然だと思いますけれども、 そういうのを食べれる、いただけるような状況というのをちょっと手当てしていただきたい と思います。そうしたら、申出ありましたので、委員長、副委員長のほうで対応という形で、 宿題としてさせていただきたいと思いますので、ご了承ください。

ほかにないですか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 ご苦労さんです。一覧表をつくっていただきまして、各学校の状況が分かった上で、この調査案件として未納を少なくするということで、ゼロのところもありますので、それはどうされているかということも把握していただいて、多いところと比べていただいて、違いが明らかになったので、これについてはぜひ生かしていただきたいと思うんですが。

私は、皆さんの意見とちょっと違う観点からお話ししたいんですが、料金回収率が小学校 で99.7%、中学校で99.8%、これは世間から見てすごい回収率ですよ。それはやっぱり学校 でお世話になっているというお子さん、保護者、いらっしゃるからこれだけのことができて いると。つまり、それだけ学校に、公会計でやっていませんから、学校現場に負担がいって いるんですね。私、これちょっとほんまに考えてほしいんですが、簡単にできることだった らやったらいいと思うんですが、一般に工学的に90%までの労力を純度99%にしよう思った らその9%上げるために90%、ほぼ同じぐらいの労力を使うと言われているんです。99%、 99.1%、0.9%上げるために99%の労力を使うと。純度99.99になって、そのわずかを上げる のはすごいコストがかかるというのは、もうこれは、そういう工学的にはそういうふうに言 われているものですから、ここまで純度があって、それは確かに1を何とかせなあかんのだ けれども、これで現場の先生がそのためにすごい労力を払うということだけはやめてほしい。 それは、先ほど言った卒業した子にそういう督促する、これぐらいだったら、そういうア イデアがあってそれを生かすのもオーケーだし、そういうことはやっていただいて、考えて いただいたらいいんですが、これはコストの問題もあると思います、私は。人的コスト。や っぱり学校の先生は本来は子どもの教育のために全力を尽くすべきで、こんなお金の徴収の ために莫大な時間をとるようなことは私はやめたほうがいい、これは議会も考えたほうがい い。どうするかはね。100%回収するということであればね。そういう問題意識をちょっと 僕は持っていますので、この点については、あまり現場に負担がかからないようにしていた だきたいのと、先ほどアンケート、これはもう1年1回やってほしいと思いますし、これは 今タブレットを持っているし、アンケート集約が非常に簡単になっていると、いい時代にな ってきていますので、ぜひ子どものお声を聞いていただくのは、これについても工夫してい

ただいたら、合理的にできるかと思いますので、どうかよろしくお願いします。ちょっと意 見だけで申し訳ないですけど。

奥本委員長 それでは、ちょっと私も質問、質問というか、意見を申し上げたいので、暫時副委員長 と交代いたします。

(正副委員長交代)

谷原副委員長 それでは、委員長にかわり暫時委員長の職務を務めます。

質疑を行います。質疑はありませんか。

奥本委員長。

奥本委員長 もうこれは質問というよりも、これまでの皆さん方のご意見も踏まえた上での要望なんですけども、まず収納率を上げるというところなんですけども、教育長おっしゃっているように公会計化しておりません。公会計化している自治体の場合は、その収納、督促を自治体のほうが肩代わりしてやっていただける、それによって学校現場の教員先生方の負担というのが減るわけなんです。それが可能かどうかという検討がまず、それも1つ方法として、探れるものかどうかというのも考えていただきたいのが1つ。

それから、経済的にどうしても、現状の制度の枠のぎりぎりのふちにあって、対応とならない方で、どうしても経済的に難しいという方があるんであれば、そういう方を救済する方法がつくれないかということも検討するべきかなと思います。

それと、あと古いところで、谷原副委員長おっしゃったように、人的コストの問題をゼロにする努力というのはいつまで続けるかということです。自治体の会計においては、不納欠損という処理があって、企業でもそうですけども、未収金を切り捨てるというやり方がございます。ただそれが今現状この給食費に関してはないがためにずっと残っていっている。残っている以上は、誰かがそれに対応しないといけない。そういった、もう本当に難しいところの労力に貴重な人的資源を使うというのもナンセンスだと思いますので、ある一定程度の年数がたって、もうこれは回収見込めないという判断、その判断をどうするかですけども、それによって欠損処理ができないかという検討をやっていただきたい。それについては、実際、全国でやっている自治体もございますけれども、恐らく条例制定とかなりまして、その場合は言ってもらえば議会での協力というのが必要になってきます。まずは教育委員会でどういう方法が探れていくか、この問題をずっと引き続き何もしなければ残っていくものなんで、いつまでたっても何も改善しないになりますので、そこのところを今後検討していただければと思いますので、それだけ申し上げておきます。

谷原副委員長 それでは、ここで奥本委員長と職務を交代します。

(正副委員長交代)

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

続きまして、3番のICT教育に関する諸事項についてを先に行います。

本件につきまして、理事者より報告願います。

吉井部長。

吉井教育部長 それでは、続きまして、ICT機器の活用についての説明へ移らせていただきます。 この中におきましては、小・中学校でのICT活用の状況について、プログラミング学習に ついて、臨時休業中のタブレット端末の利活用について、以上3点について、その内容説明 を担当課長から行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

奥本委員長 勝眞学校教育課長。

勝眞学校教育課長 学校教育課の勝眞でございます。私のほうからは、本日はICTの活用についてということで、主に3点、今、部長のほうからもお話しさせていただきましたけれども、1点目は、小・中学校におけるICTの活用状況について、そして2点目は、プログラミング学習について、そして3点目に、臨時休業中のタブレット端末の利活用について、ご報告をさせていただきます。

まず、1点目、小・中学校におけるICTの活用状況についてでございますが、令和元年にスタートいたしましたGIGAスクール構想によりまして、本市におきましても、令和2年度中に小・中学生に1人1台のタブレット端末の整備が完了いたしました。小学生にはiPad、中学生にはChromebookをそれぞれ配布いたしまして、令和3年度より本格的に日々の授業や学級活動などにおいて活用しているところでございます。活用していくに当たりましては、パソコンやタブレットを初めてに手にする児童や生徒、そして授業で活用することについて不安を感じる先生方もございますので、活用に対する教員間の差をなくすということ、そして効果的に活用できるようにということを目的といたしまして、3名のICT支援員を配置いたしまして、授業での活用を進めているところでございます。

授業におけるタブレットの活用につきましては、今年度当初にICT活用計画を作成いたしまして、その計画をもとに、各小学校、中学校において進めております。お渡ししております資料の資料1をご覧いただけますでしょうか。葛城市ICT授業活用ステップ一覧表となってございます。表の一番左には、準備、ステップ1からステップ3、そして時期の設定、令和3年度から令和5年度において、児童・生徒、そして教員がそれぞれ取り組む課題といたしまして、幾つかの項目を挙げております。

まずは、準備の段階といたしまして、自分のアカウントでグーグルに接続する、グーグルのクラスルームに入り資料を見るといった、タブレットを授業などにおいて使用する際に必ず必要な作業を毎日行うことで、パソコンに慣れていくということから始めまして、ステップ1の1学期、2学期では、児童・生徒が1人で活用する場面を授業の中で設けるということで、課題の項目の中には、例えば、社会などでは、授業の中でインターネットで検索して調べたり、その他の教科や学級活動では、グーグルのクラスルームを使用いたしまして、オンラインで課題を受け取り、提出するといったことができるようにというような課題を設けさせていただいております。

そして、ステップ2では、今度は、児童・生徒同士の協働的な活動を授業の中で設けるということで、写真や録画等を使用いたしまして学習内容に活用したり、ロイロノートを使って考えを互いに共有したり、学習内容を深めるといった課題を設けております。そしてステ

ップ3では、児童・生徒たちが自分たちで学習の方向性を決められるような、探求的な単元 を構想するということで、例えば、集めました情報の写真や動画を組み合わせたり、記録し た情報を整理したりして、発表したり、レポートを作成するといったような過程の中で、タ ブレット端末を活用して作業を行えるようにといった課題を設けております。

これらのステップ一覧表に基づきまして、それぞれの項目について、教員がどれぐらいできるとしているかということについて、アンケートを実施させていただいております。資料の2でございます。ICT活用の教員アンケートということで、こちらは12月に実施をさせていただいているものでございますけれども、資料の一番左のところには、今申し上げましたステップの準備から、ステップ1、2、3とありまして、ステップごとの課題について、授業を行っている教員全員にアンケートを実施いたしました。各課題につきましては、授業において「している」と回答されたのが青色でございます。「できるが、していない」がオレンジ色でございます。これは授業においてはしていないといったものでございまして、実技の教科でありましたり、教科によっては利用しないものもございますので、これらの課題についてはできるということでございます。そして「できない」という回答が黄色になります。

ステップの1におきましては、授業において、これらの課題を「している」または「できる」と回答した教員、青色とオレンジ色になりますけれども、そういった教員は約8割を超えるのに対しまして、現在取り組んでおりますステップ2のほうに参りますと、同じく「している」または「できる」と回答した教員は7割弱にとどまるといった項目もございます。このうち「できるが、していない」と回答する教員に対しましては、実技などを含む教科にもよりますけれども、授業の中でどのように活用できるかといったことについて、そして活用することにやや消極的でございます「できない」と回答している教員につきましては、それぞれICT支援員が直接教員とのやり取りを行う中で、スキルアップが図れるよう、その進捗を把握した上で支援を行っております。

また、ICT支援に関しましては、学校教育課内に設けておりますICT活用推進委員会におきまして、月に1度、各校のICT担当教員などが集まりまして、授業での活用方法などについて意見交換を行ったり、各校において授業を公開し、情報を共有するなど、効果的な活用に向けて、先生方が研究いただいているといったこともございます。小・中学校における授業等でのタブレット端末の活用状況につきましては、現在、このような状況で進めております。今後につきましても、さらに効果的な活用を図れるよう、先生方とともに進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、プログラミング学習について報告をいたします。学習指導要領が改訂されまして、小学校の中学年におきましては、令和2年度からプログラミング教育が必修化されました。このプログラミング教育でございますが、小学校の段階においての狙いは、プログラミングの言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得するといったものではなく、児童がプログラミングの体験をしながら、コンピューターに意図した処理を行わせるといった際に必要な論理的思考力、こちらを身につけるための学習活動でございまして、各教科の学

習内容と関連づけながら実施することとされております。小学校におきましては、5年生、6年生を対象に、総合学習や算数、理科の授業におきまして、プログラミング学習を取り入れて実施をしているといったところでございます。

このような授業の中で、子どもたちが興味を持って積極的に取り組めるように、またプログラミング教育におきましては、児童がコンピューターを活用して、自ら考える動作の実現を目指して、試行錯誤を繰り返すといった体験といったものが重要でございますので、実際にドローンやロボットをプログラミングにより操作するといった学習を実施いたしました。

資料の3でございます。プログラミング学習での小学校5年生のドローンの操作、また、2枚目には、小学校6年生のロボット操作の体験の様子を載せております。小学校5年生におきましては、小型のドローンを使って、1学級ずつ、4人1組のグループに分かれまして、必ず1人1回以上操作の体験ができるようにということでさせていただいております。まずは、ドローンの操作方法を学びまして、講師から出されたミッションの達成を目指して、ドローンを指示どおり動かせるよう何度も何度もチャレンジする姿がありました。

そして、資料の2枚目になります。6年生では、小型のロボットを使いまして、1学級ずつ、2人1組になりまして、宇宙に見立てたコースを使って、ロボットの動作範囲を制限するプログラミングを体験いたしております。ステアリングブロックやロボットの動きを確認しながら、一人一人、自由にプログラミングする中で、思考力というものが深められたのではないかというふうに考えております。

また、3枚目には、プログラミング学習での児童の感想についてということで、5年生、6年生、それぞれの意見というのを聞いていただいておりまして、学校のほうから報告をいただいています。5年生では、ドローンを使うのが初めてだったので、タブレットでのプログラミングで動かせることにびっくりしたでありますとか、算数で学習したことを生かしてプログラミングをすることができたでありますとか、距離を測ったりしていますので、そういうのでプログラミングしたとおりに動くのが楽しかったというような意見がございました。また、6年生は、もう少し段階を上げまして、ロボットの操作ということでしておりますけれども、予測をしたことが実際にやってみると全く違ったというような意見がございますし、それぞれ分担して、レゴを組み立てる人、プログラミングを考える人といった得意分野を生かして分担をしましたという意見がありましたりとか、友達と協力しながら進む順番を考えてうまくいったときは達成感を感じたなどの意見がございます。児童・生徒はとても前向きに取り組んでいるという様子がうかがえるかと思います。実際にドローンやロボットが自分たちのプログラミングにより動いているということを実感しているという、そういう姿がうかがえるのではないかというふうに思っております。

プログラミングの学習の取組につきましては、以上でございます。

次に、3点目の、臨時休業中のタブレット端末の利活用についてご報告いたします。今年、令和4年に入りまして、3学期が明けてすぐでございますけれども、新型コロナウイルスの 感染拡大の影響によりまして、各校におきましては学級閉鎖が相次ぐ事態となりました。こ ういった中、児童・生徒の学習機会を確保するため、学級閉鎖期間に、各校において双方向 でのオンライン授業や学習支援を実施いたしました。これまでの学級閉鎖は、3月9日現在の状況でございますけれども、市内全7校、113学級ございますけれども、延べ94学級におきまして実施をしております。これは、既に2回実施している学級もございまして、2回実施している学級は17学級ございます。ですので、77の学級に対しましては、既にオンライン授業というのを実施いたしております。これまで、市内の小・中学校におきましては、学級ごとに、グーグルのクラスルームを作成いたしまして、学級単位で資料を配布したり、グーグルのミートを使ったオンライン通信を行っていましたけれども、この機能を利用いたしまして、学校にいる教師と家庭にいる児童・生徒をつないで、オンライン授業というのを実施いたしております。

各校の実施の状況でございますけれども、資料の4をお願いいたします。1ページから8ページに、各校の実施状況について、どのように実施されているのか、各校より報告をいただいておりますので、一部資料とさせていただいております。オンライン授業は、市内7校全ての小・中学校において、いずれかの学年、いずれかの学級において実施をしておりまして、全ての学級の実施状況を見ていただきたいというところでございますけれども、資料がたくさんになりますので、また、各校とも同じように実施をしておりますので、1枚につき1学級ということで事例をご紹介させていただきます。1枚目の新庄小学校では、4年生の学級に対しまして、4日間、双方向によるオンライン授業を行いました。朝の会の実施後、30分を1コマといたしまして、4コマ授業を……。

- **奥本委員長** すみません、ちょっと時間も押していることなので、その辺の資料はもう各委員に参照 ということでさせていただきたいと思いますけど、よろしいですか。
- **勝眞学校教育課長** 分かりました。1枚目の資料に戻っていただきまして、家庭における通信状況でございますけれども、今年度、夏休みが明けました2学期の1日目に、小学校、中学校、全児童・生徒について、タブレットの持ち帰りを実施しております。その際に、保護者の方にお願いをいたしましたのが2点ございます。1点目は、児童・生徒が、学校において使用しているタブレット端末がどのようなものであるかについて確認をいただきました。2点目は、家庭でインターネットに接続することができるかどうかについてご確認をいただいております。

このうち、インターネットに接続できるかどうかの質問に対しまして、「いいえ」と回答されましたご家庭につきましては、後日、学校教育課のほうから直接連絡をとらせていただきまして、葛城市からのモバイルWi-Fiルーター、こちらの貸出しを希望されるか、または家庭で新たに通信環境の整備をご検討されるか、またその方法などについてご説明をさせていただいております。 1月以降オンライン授業を実施している中では、家庭からの通信環境に関するご相談等は受けておらないといった状況でございます。

臨時休業中のタブレット端末の利活用については、以上でございます。 私からの報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

奥本委員長 ありがとうございました。

本件につきましては、GIGAスクール構想、コロナという状況も受けて前倒しされて、

本市でも1人1台のICTの端末が生徒に配備された、それが今現状どういう形で運用されているかというところについての報告でございました。

ただいま報告いただきましたけども、このことについて何かご質問等ございませんか。 杉本委員。

杉本委員 よろしくお願いします。これは前の協議会で聞いているんで、もう同じ質問しやんときます。僕が言いたいのは、先ほどの給食と同じなんですけども、結構なお金を使って子どもたちの未来の投資をやっていただいて、今、この紙上ではこういうことやっておられるんでしょうけども、皆さん、分かりましたかねって話なんですよ。1年生から6年生の間の中でもいろいろ違うであろうし、スケジュールの中でも、どういうアプリが入っていて、どういうソフトを使ってやっているのかというのも分からないですし、これからそれをどう活用していくのかも、あるんでしょうけど、何か先ほどの給食と一緒で、見てみやな分からなくないですかと思うんですよ。

皆さん分かっているのかな。僕はちょっと見て、むしろ触って、なるほどねと思って。例えば、前に委員長、プログラミングのやつ呼んでいただいて、僕らが実践させてもろうて、もうほんまに思っていたのと違いましたもん。こんな感じかなと思ってて、やってみたら全然違うかった。これは子どもたちが今やっていることなんかというのを実感したほうがいいと思うんですよ。それだけの予算を使ってやっているわけですし。だから提案ですよね。先ほどの給食と一緒なんですけども、現場視察系議員として、この授業、1年生から6年生とか、このプログラミングやっているところ見に行くのもいいでしょうし、その辺も正副委員長にお任せしますので、よろしくお願いしておきます。

以上です。何も答えは要らないです。

奥本委員長 今、杉本委員からのご提案ありましたけれども、実は協議会のほうでそういうご提案ございまして、教育委員会のほうには申入れさせていただいております。ちょっと今、年度末ということもあり、コロナの状況もありますので、その辺またうまく調整していただくということでお願いしておきます。

ほかにございませんか。

柴田委員。

柴田委員 私ちょっとGメールのことでお聞きしたいんですけれども。生徒もGメールを使っていて、 教師も使っているということなんですけど、生徒と教師の間でGメールで連絡をするという ことはされているんでしょうか。

奥本委員長 川西主幹。

川西学校教育課主幹 学校教育課の川西です。よろしくお願いします。

ただいまGメールについてのご質問ですけれども、実際可能だとは思うんですけれども、 必要に応じてかとは思うんですけども、積極的に利用しているというふうには聞いておりま せん。

奥本委員長 柴田委員。

柴田委員 Gメールが安全かどうかというのもあると思うんですけれども、先生から、自分が担当し

ている生徒に一斉に何かをお知らせしたいときとかすごく便利だと思うんですよね。あとは、それこそさっきのいじめ問題じゃないですけれども、Gメールで先生にこそっと相談するということも1つ可能性はあるんじゃないかなと思うんですけど、そのメールの使い方をちょっと、その安全性にはいろいろあるとは思うんですが、そういうことも可能にしていただけたら、生徒も先生に何か言いたいとき、それを使えるということもできるのではないかなというふうに思います。

以上です。

奥本委員長 柴田委員、今のGメールの話ですけど、基本的にグーグルのクラスルームというシステムを使っているので、その中でやり取りができるんです。おっしゃっているようなこと全部できるんで、我々一応、今度、先ほど杉本委員おっしゃった申入れの際に、現状使っている機能でこんなことできますというちょっと分かりやすく資料を用意していただいて、そこでもう一度説明お願いできれば、我々の理解も深まると思いますので、それをお願いしておきます。

ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 私も協議会で申し上げたことなんですけども、今回、プログラミング学習の児童の感想ということを、ドローンとロボットのところでつけていただいております。私、これを見て大変うれしく思いました。お子さんの感想はとてもいいですね。

私も教員やっていましたので、あれですが、どういう授業がいいかという評価、授業評価 論の中に、「おもしろい」「つまらない」「よく分かる」「分からない」があるんですが、これ を掛け合わせると4つできるわけですね、授業評価が。よく分かって面白い、よく分かるけ どつまらない、つまらないし分かりもしないと、もう一つは難しい、よく分からないけどお もしろいと。どれが一番いいか、どれやったらあかんかという、そういう評価論があるんで すけど、やっぱり一番いい授業は「よく分からないけどおもしろい」、これが一番いいんで すよ。なぜかというと、次の学びにつながっていく。まさにここに書いてある、難しかった、 でも楽しかった、難しくてチャレンジして試行錯誤やって、できて達成感やってすごくうれ しかった。

まさにすばらしい授業感想で、これを奥本委員長がぜひプログラミング学習、机の上で、ペーパーだけでなく、実際にプログラミングの結果が目に見える形でやりましょうということで、熱心に僕らも誘われて、皆さん実際体験して、これはいいなということで、かなりお金もかかるけども、阿古市長にもこれを予算つけていただいて、やっぱり葛城市の子どもたちにいいものをということでやったんです。私は本当にいい結果も出たし、もう一つ、大事な子どもの学びで、やっぱりパイオニア効果というのがあって、自分たちは先端を行っていると、すばらしい教育を受けている、新しいことやっている。そういうことの誇りの中から、また学びが深くなっていくのがあるので、前回お聞きしたんです。こういうことやっているのは、奈良県内でこういうプログラミング学習を、こういう実物でプログラミングで実際動かすような取組しているところはほかにあるんですかねと。なければ、こういうのをホーム

ページでも、各小学校でもこういうことやっているってこういう感想文を載せたり、親御さんにも伝えて、うちはいい教育やっていただいていると。そのことがめぐりめぐって子どもにいい教育を受けている、頑張ろうとかそういうふうになっていきますので、そこら辺のところを前回ちょっと協議会で、ほかの市町村がどうかちょっと調べておいてくださいというふうに申し上げたんですが、ここら辺ちょっと調べてなかったらまた次回でも結構です。急ぐわけじゃないんで。

奥本委員長 勝眞課長。

勝眞学校教育課長 学校教育課の勝眞でございます。

プログラミング学習に対してどんな取組をしているかということについて、県内の事例ということで少し調べさせていただいております。県内ちょっといろいろでございました。学校に任せているというところもいろいろございますけれども、主にはプログラミングの教材を購入して、学級内でいろいろ先生がその教材を使って、理科ですとか、算数ですとかというところで活用しているという事例はたくさんございましたけれども、この葛城市のように、体験をさせてあげて、授業を行うというようなことは、これは葛城市独自で取り組んでいるものでございまして、ほかの市町村では事例はございませんでした。

以上でございます。

奥本委員長 谷村副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。だから、こういうことを子どもたちにも伝えてあげると、それが奥本委員長の日頃からよく言われている、葛城市はすばらしい教育のまちなんだと、だったといって私たちも育ったと、その誇りを持ってということが、それでこういうことでまた次の世代へということで、我々もそういう思いでやっていますので、どうかよろしくお願いします。ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 そうしたら、ICTの教育、プログラミングもそうですけども、これからまだいろいろ、これが答えというのはございませんので、また一層研さんを積んでいただいて、子どもたちのためになるようなことをお願いしておきます。

本件につきましては以上といたします。

ここで暫時休憩を行います。再開時間は14時になりますので、よろしくお願いいたします。

休 憩 午後0時32分

再 開 午後2時00分

奥本委員長 休憩前に引き続き、厚生文教常任委員会を開きます。

今朝冒頭でも申しましたように、午後2時46分に東日本大震災の黙祷を行いますので、ご 承知おきください。

では次に、就学前児童の保育と教育に関する諸事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

板橋こども未来創造部理事。

板橋こども未来創造部理事 こども未来創造部の板橋です。よろしくお願いいたします。私のほうからは、小規模保育所の進捗状況、協議会とちょっと重複しますけども、報告させてください。まず1点、アートチャイルドケア奈良葛城保育園ですけれども、こちらは建物は完成しております。中のほう、備品の搬入を今行っているところでございます。

続きまして、新庄せいかナーサリー、北花内のほうですね。そちらのほうは予定どおり3月15日に工事引渡し、それ以降備品の搬入となっております。心配なく4月1日にはスタートできるということです。それから内覧といいますか、見てみたいということでご意見を賜っているんですけれども、そちらにつきましては3月30日午前10時30分から新庄学童の保育所の除幕式があると思いますけども、その日に、できましたら同じ日に時間調整させていただいて、2園見ていただこうかなと思いますので、よろしくお願いいたします。また、時間等は会期内にご報告させていただいて、ご案内させていただこうかなと思います。

以上です。

- **奥本委員長** ただいまご報告いただきましたが、このことについて何かご質問等ございませんか。 坂本委員。
- **坂本委員** お願いします。小規模保育所2か所、19人、19人ということですね。新聞報道で見ますと、 大都会では0歳児から2歳児ぐらいの児童の預け控えへという、コロナが怖くて、預けてコロナに感染されるのが怖くて、預け控えという保護者が、いるらしいんですけれども、この小規模保育所2か所に関しては、今、現在の応募状況、そういうのはどうなっていますでしょうか。それだけお願いします。

奥本委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 小規模保育所も含めて保育所全般で同じことが言えるんですけれども、 基本的には保育所に預けるということは、保育に欠けるといいますか、親が仕事を持ってい るというのが前提ですので、基本的にはコロナがはやっているからということで預けません というのは、長期にわたってはないです。ただ、短期的に、教室で同じクラスでコロナの陽 性者が出ましたってなりますと、預けずにしばらく様子を見られる親御さんはいらっしゃる んですけども、基本的には、それを預け控えというかどうかは分かりませんけども、長期的 なものはないとご理解ください。

以上です。

奥本委員長 坂本委員。

坂本委員 それと、あの……。ちょっと待ってくださいね。忘れました。次へ行ってください。 **奥本委員長** ほかに。

杉本委員。

杉本委員 協議会で質問したことはもう聞かんときます。小規模保育、今年からの試みということで、 待機児童対策としてはやっていただいたことは助かるんですけど、僕、前の一般質問でも言 いましたけども、地区によってどういった受入れになっているかというのが、やっぱり今も ずっと頭に引っかかっているんですけども。今も當麻地区側と新庄地区側に19人、19人おら れるんですけども、どの地区の方々が、きっちり分かれているのかどうかですよね。ぶっち やけ。當麻の地区の方が新庄に来てたりするのか、新庄地区の方が當麻へ、これにはどんな 理由があるのかというのを把握しなかったら駄目だと思うんです。これは来年度に向けての 話なんですけど、もちろん。今年は今でいいと思うんですけども。

もう一つ懸念しているのは、小規模保育、民間の企業で来ていただいているんで、やっぱりそこに入っていただかないという思いもあるわけじゃないですか。せっかく来ていただいているのに、今年0人ですとか言えないわけじゃないですか。そういうことも考えて、やっぱり地区の、當麻地区の子どもたち何人、新庄地区の、これまたここで聞いていいかあんまり分からないし、また一般質問するかも分からないですけども、公立、私立のまた割合とかというふうに響いてくると思うんですよ、大きい目で見たらね。でも、基本的には、その受入れ時期がばらばらやからという条件がなくなるとすると、やっぱりこっちの地区の保育所にはこっちへ入る、こっちにはこうというふうに、ある程度はやっていかなあかんと思うんですよ。

例えば、他市の子どもらが入っている、葛城市の子どもらがほかの保育所に行っているというのも、できるだけ減らしていかなあかんと僕は思っているんです。個人的な意見ね、それは。そういう意味でも、この今の19人、19人、どういった地区の方々が申し込まれていますか。

奥本委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 ちょっと詳細を手元に持ってないんですけども、基本的には各地区ごとに、せいかは新庄地区が多いし、アートチャイルドは當麻地区が多いと認識しておりますが、ただ、特に新庄地区ですね。 0 歳児を受け入れるところがないということで、アートに流れているというのもあるので、もとの数字としては、今ちょっと詳細にお答えはできないんですけれども、おおむね地区で分かれていると考えております。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 僕、その辺を聞いていくんで、ちょっと用意しておいてください。これから。というのも、前の一般質問でも言いましたけども、申込み時期が違うというのをまず何とかしやなあかんと思うんですよね、僕は、そもそもね。ほんで、0歳児が受けられへんから、そこに集中して施策を打っていくとか、対策を打っていかなあかんと思うんですよ、これからね。施設はあるわけですから。だから、そういうのもちゃんと理由があったらいいと思うんですけどね。當麻と新庄の間の方が住んでて、香芝市のほうに働いている方やったらこっちですわねというふうに理由づけをちゃんと1個1個見ていかなあかんと思っているんですよ。その辺も踏まえて、その辺はちょっとシビアに聞いていって、分かるようにしたいんでお願いしておきます。今回は19人、19人、ある程度分かれているということでお願いしておきます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

以上です。

谷原副委員長。

谷原副委員長 よろしくお願いします。代替保育のことで、私、一般質問でもお聞きしたんですけれ ども、要は、卒園後の受入れについてはどうなのかということをちょっともう一回確かめた いんです。というのは、あのときのご答弁でもありましたけれども、例えば、せいかナーサリーは、せいか保育所のほうですか、認定こども園ですか、香芝市にあるんですかね。そこからどこでしょうか、分かりませんけど、そこから例えば指導するとか、あるいは代替保育とか、そこは来てもらえると、多分ね。代替保育は来てもらえるというふうにおっしゃっていましたから間違いないと思うんですが、卒園後にそちらへ受け入れてくれるということはあるんでしょうか。

私が気になったのは、ブランドというか、やっぱり人気のあるところだということなので、ひょっとして新庄地区の方、せいかナーサリーが来ると、2歳までだと、3歳から転園せなあかん。受け入れてくれるんかなということは、はっきりそうではありませんというふうに伝えてあるのか、いやそれともあると思うような期待を持ってこられているのか。ちょっとそこが、この間一般質問やって気になったところなんです。アートチャイルドケアはよく分からないんですけども、特にせいかのほうは非常に人気が高いと聞いていますので、そういう、言うたらお隣ですから、香芝市とすればお隣だから、ちょっと僕、勘違いしているか分からんからそこら辺は教えてほしいんですが、そしたら當麻は、香芝市に接しているわけですから、そちらの人がこっち来てね。そんな期待を持ってはるとすれば、そこは正確に説明しておく必要があると思います。ちょっとそこをお聞きします。

奥本委員長 板橋理事。

板橋こども未来創造部理事 特にせいかの話だと思うんですけれども、一応入園の募集の際には、公立の認定こども園あるいは公立の保育所に進んでいただきますよという話はしております。 実際に香芝市にせいか保育園がありますので、言うてみたら香芝市から見ると区域外の子どもが来るということなので、向こうもやっぱり待機問題なりを抱えている中で、香芝市からいうと、やっぱり受け入れてほしくはないという思いがあるので、基本的にはせいかに行くというのは考えないでくださいねという話はしております。ただ空きがあって、香芝市も条件が合えば受け入れられますよねということでは返事はいただいております。

以上です。

奥本委員長 谷原副委員長。

谷原副委員長 ありがとうございます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと協議会とかぶるんですが、大事なことなんでちょっと聞いておきます。先ほどの答弁やったら、やっぱり新庄地区の0歳児の方が當麻に行っているということは、新庄地区の0歳児の受入れが厳しかったということでいいんですかね。考え方としては。というのは、まず最初に、この小規模保育に第1希望で全部埋まったのか。ほかに申し込んでいたけど、0歳児受けれませんから、新庄の小規模のところに入ってください。そこもあかんから當麻に行っているのか。この辺のことは大体分かっておられますか。人数的なもの。だから、何回も言っているように、最初新庄地区で受けるでしょう、我々。まず。そこであふれた人が小規模保育に行っているのか、第1希望で行っているのか。これが同じ時期に申込みをすれ

ばうまいことできるのかというのを聞きたいんです。その辺、大丈夫、分かりますか。 **奥本委員長** 井上部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。

新庄地区のせいかナーサリーにつきましては、ほぼほぼ第1希望でも入っていただけない 状態でございまして、ですので第1希望の方が主です。せいかナーサリーにつきましては。 當麻のアートチャイルドケアにつきましては、第2希望、第3希望ということがメインや ったと思うんですけれども。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 そうというのは、というのは、新庄地区の方が私立の保育所入れませんと言われて、公立 のほうの申込みに来て、こっちのほうにせいかあるから第1希望ってなっているだけじゃな いんですか。意味分かりますか。全部の第1希望で入っている方々みたいな言い方したけど、 新庄地区のやつが終わって、0歳児受けれませんって断られた方々が、公立の申込みのとき に来て、じゃあ新庄はあそこしかないから、あそこに第1希望と書いてあるだけちゃうんで すかということを聞きたいんですよ。意味分かりますか。

だから、僕からしたらそうなんじゃないのと僕は思っているんですよ。だから、言うたら 悪いけど、最終そこじゃないと駄目やから、皆がそこに書いてるだけじゃないの、なぜなら 新庄地区はもう保育所ないからということじゃないんですかと聞いているんですよ。

奥本委員長 井上部長。

井上こども未来創造部長 今、委員がおっしゃることも1つ考えられるところではあると思います。 絶対そうだとは確証はないですが、もともとやはりせいかナーサリーに入りたいって言われ る方ももちろんおられると思いますので。

奥本委員長 杉本委員。

杉本委員 そこはきっちり調べたほうがいいと思うんです。そうやったとしたら、それでいいですよ。 僕からしたら違うと思うんです。ほんまに言わはるとおり、せいかやったら名前もあるし、 行きたいと言われる方がおるから第1希望になってましたという予想ですというだけやった ら、次から対策を打てないでしょうと僕は思うんです。何回も言って申し訳ないですけども、 申込み時期がばらばらやからこんなことになるんでしょうと思うんですよ。1個やったら、 第1希望って書いてある人が第1希望じゃないですか。今の状態やったら、新庄地区の方が 第1希望って書いているのは、ほんまは第何希望か分からないでしょう。新庄地区の方の3 つの保育所も第1希望、第2希望、第3希望って書いて、第4希望がせいかなんかも分から ないじゃないですか。そこをきっちりするためにも、新庄地区の申込みときに、その方々が、 19人の方々が申し込んでいるかどうかを調べるだけでもだいぶ違うと思うんですよ。そこは 来年度のためにも、今、僕、何回も言っているんですけど、申込み時期が一緒だったらもう すぐに分かることなので、それをちょっと前向いて考えていただきたいなと思います。 以上です。

奥本委員長 今の要望を受け止めていただいて、来年度以降、よろしくお願いしますね。 ほかにございませんか。 奥本委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

続きまして、調査案件の4番、敬老年金に関する諸事項についてでございます。

これについてなんですけども、今もう全国で唯一葛城市が敬老年金という形で、年金という名前が正しいかどうか分かりませんけども、非常に特殊な高齢者の方への支給があるということで、過去にも、古くは平成26年度の市民判定会でこれが疑問視されました。監査委員のほうからも、過去には令和元年の第3回定例会で指摘がございます。

議員からも、7名の議員が過去にこれについて今後の見通しというか、どういうふうになっていくかというのを問われているんですけども、それに対する返答としまして、平成29年の第2回定例会のときに、阿古市長は、当然見直しの作業はいずれ入らないといけない部門であると述べられております。また、令和元年の決算特別委員会で、同じく阿古市長は、これは本来消えておくべき制度だったように思いますと。ただ合併議論の中で残ってきたということであるけども、将来的には見直す必要があるであろうと考えていると述べていらっしゃいます。

もう一つ、昨年2021年、令和3年の予算特別委員会において、同じく敬老年金の指摘があったんですけども、その際、溝尾副市長よりも、ここでは議論する場ではないという話で答弁は控えさせていただくという話がございました。一応理事者のほうではやる気満々やけども、議会側がそういう場を用意していないのが問題かなと思いましたので、今回調査案件としてこの場を用意しました。担当の原課のほうからも、これに対しての説明をしたいという要望がございましたので、今回調査案件に上げております。それを踏まえた上で、これから進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず、本件につきまして理事者より報告願います。

森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。調査案件の敬老年金に関する諸事項についてで ございます。

まず、敬老年金につきましては、先ほど委員長よりご説明いただきましたように、議会のほうからも複数の議員からご質問いただいております。また、令和2年度、令和3年度につきまして、監査委員による決算審査におきまして、高齢化の進展に伴い、この10年で約1.5倍の額になったことなど、将来を展望した対応をして、制度を見直し、緩和のための経過措置も必要とのご指摘をいただいているところでございます。

まず、この敬老年金についてでございます。昭和47年に、永年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者に対し、敬老年金を送り、敬老の意を表するとともに、老齢者を経済的に支援することを目的とする事業を開始いたしました。現在、介護老人福祉施設入所者を除く在住期間1年以上、85歳以上の方に、年間6万円を年4回に分けて、民生委員に自宅まで訪問いただいて、原則手渡しでお渡ししている事業でございます。

敬老年金のこれまでの経緯でございますが、お手元の資料をご覧ください。資料1でございます。昭和47年に、85歳以上の方に月額1,000円、88歳以上の方に月額3,000円で始まり、

平成5年に、現在の85歳以上の方に対しまして月額5,000円、年額に換算しますと6万円を 支給するという形に現在至っております。

制度時の経済的支援としまして、制度導入時と違いまして、国民年金制度を完全に受給できる世代へと現在変わってきていることなど、制度導入時と現在の高齢者が置かれた環境が変わっていることに加え、平均寿命でございますが、こちらで調査しましたら、昭和45年当時は、男性69.31歳、女性74.66歳でございました。令和2年の平均寿命でございますが、男性81.64歳、女性につきましては87.74歳となっております。差としまして、男性が12歳、女性が13歳、平均寿命が当時より延びているという状況にございます。

ページをめくっていただきまして、資料2をご覧ください。現在行っております敬老年金支給予定の推移でございます。現行の制度をそのまま運用しますと、令和8年度には1億円を超える支給額になることが見込まれます。団塊の世代の方が85歳となられる令和17年、西暦で申しますと2035年ですが、には対象者が2,700人になると予想されます。年間の支給額につきましても、1億5,000万円を超える額となってくることが予想されます。

それと、その後ろにこの敬老年金に関係する条例及び規則、それと関係する祝い金等の条例もつけさせていただいております。また、今回参考とさせていただきました人口の推移ですが、それも資料6のほうに、葛城市の人口ビジョンについて掲載させていただいております。

以上、現時点でご説明できる内容となります。

奥本委員長 ただいまご説明いただきました。

これに取り組む前に、そもそもこの制度はどういうきっかけ、経緯で起こっているのかというところと、現状がこういう形になっています。その辺り、平均寿命を交えた形で今ご説明いただきました。今後の方向性というのは、まだこの場では見通しも何も立ってないと思いますけど、まず今のご説明のところで、過去の経緯、それから今後の、このままいったらどういう感じになるかというシミュレーションが出ていましたので、その辺りにつきまして、ご意見、ご質問等、何かございますでしょうか。

西井委員。

西井委員 シミュレーションを見やんでも分かったんのは、団塊の世代がちょうど給付を受ける年になったら大幅に上がってくる。それは当然もう自動的に分かる話で、それになっていったら財政負担が大きいよって、すぐさまどないすんねということですが、考え方はもうちょっと冷静に考えてほしいのは、財政負担はもう徐々に多なっていると。しかしながら、団塊の世代は、一生懸命働かんなんときに一生懸命納税されてんやろと。その辺を考えた中でのやはり判断もせんなんの違うかと。団塊の世代が多いから給付金が増えると、支払いする金が増えるというのがこのシミュレーションで、シミュレーション見やんでもそういうふうになるけど、あんまりそういう考えしたら、団塊の世代が何か悪いことしたみたいな感じになるから、その辺の考え方はもうちょっと冷静な考え方をしてもらいたいなと。このシミュレーションを見て、そういうふうに感じます。

奥本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 今の現状、今こうである、未来予想はこうであると。簡単に言うと、財政もかかることで、 そして人数も増えていくから見直していかなあかんなという話なんですけども、この年金を 楽しみにされてはる方ももちろんおられますし、何を考えたらいいかも分からないですけど、 今の段階で。ただ、もうずばっと切ったり、例えば来年から5歳上げるとか、そういう不平 等なことは僕はやめてほしいと思います。

僕はやっぱり思っているのは、もうまずは辞退者を募る。もう要らないという方をちゃんと理由を説明してね。次に言えるのは、金額を下げる。何でかこの前言ったら下げれないですと言われましたけど、何で下げれへんのかよく分からないですけども。だから、今のやつを大幅に変えてごそっとというのは、僕はあんまり。ここで言ってもいいものかどうかも分からないですけどね。

ただ、僕らが案を出していいんであれば、僕が思っているのは、そういうふうな感じで、 それこそこんだけ下げたらこんだけの財政になります、こんだけ下げたらこんだけ下げれま すというふうなシミュレーションをもっと出してもらわないと、僕らは、何これ、なくすか やるか迫られているのかも分からないですし、基本的にはそういうシミュレーションを今か らやっていただいて、何年後かにこうなっていくから、これぐらい下げたらこうなりますと いうふうな数値を出していただかないと、そもそもちょっと僕は何も言えないかなと思いま す。

以上です。

奥本委員長 まさしく杉本委員おっしゃるとおりですよね。これを議会に諮って何をしたいかというところが、この議論の最初に本当は必要なところなんです。ですから、過去には市長が何回も見直す、見直すとおっしゃっているんで、どう見直すかというところの、まず案なり何なりアイデアなり、あるいはそれをこうでどうですかということを持ってきてもらわないことには、我々はこれをどう進めていくか、どう処理していくか、どういじっていくかができないんです。そこについて、今、あくまでも今回はもう取っかかりで、これをきっしょにこれから考えていくということだと思うんですけども、現状の認識として、我々も今これを報告いただいて分かったんですけど、今後どう進めていくかというところの説明がもしできるんであれば、今いただけたらと思いますけど、その辺いかがでしょうか。

森井部長。

森井保健福祉部長 今現在、この敬老年金につきましては、まだ検討もしていない状況でございまして、ただ、現状、私ども保健福祉部のほうで新型コロナウイルスの対応をしているところでございます。こういった状況でもございますので、まだ検討に入っていない状況でございます。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 よういろんなことやるのに、段階補正的に、今85歳か、1年後86歳にしよかとか。そうしたら、84歳の人はずっとしまいにそうなったらのうなすんかいと。こんな考え方はもうほんま、どういうか、84歳の人が、何か1年ずつずらされていったら、ずっともらえないとか、

これはやっぱり行政が給付する形のやつやったら、その辺はもうちょっと考えた形で、段階的に言うたら、段階補正いうなら年度ごとに変えていくねけど。年代を段階補正すると言うのは、あまりにもおかしな話やというふうに。もらえる人の際の人はずーっと最後までもらえると。その辺が一番、当初、山下市長のときからそういう話があってんけど、そういう辺が物すごく、一遍給付し出したら難しい問題やというところがあると。

だから、そういうふうなことを考えた中で、確かに先ほど言ったような、団塊の世代は何もあれやけど、いまになったらしんどなると。現実に言うたら、予算より単年度決算の原則からいったら、単年度で考えているからそのようになると。原則外した中で、長期で考えたら、団塊の世代の人かって、長期の中で配付する形にしたらそんなんならへんねけど。だから、その辺がそういうふうなことも含めて考えてもらった中で、ベストな方法を考えてもらいたいなと。

ほんで、もちろん杉本委員おっしゃったように、対象者及び対象待ちの方のご意見もいただき、また現実に配布しているのも、これは大変民生委員が配布するのに困られていることも聞くし、例えば、持っていったら家族が預かっておいてもうてんねけど、当事者は私はもうてないとかいうふうな、いろんな問題があることも分かっておりますので、その辺も含めて、ちょっといい方法を考えてほしいなと。あとはもう考えてくださいというしか言うておりませんので、よろしく。

奥本委員長 今、西井委員からご指摘ありましたけど、その民生委員がどんな状況なんか、ちょっと 我々まだ詳しく分からないんで、その辺のちょっと補足説明をお願いします。現状、民生委 員が配っていらっしゃるという説明でしたが、そこにどのような問題というか、検討しない といけない点があるのかというのをご説明いただけますか。

中井課長。

中井長寿福祉課長 長寿福祉課の中井でございます。

今の現状なんですけれども、年に4回です。3か月分を1回として、ちょうど今回3月が支給月なんですけれども、例えば3月でしたら、今ちょうど民生委員にお配りさせてもらいまして、それぞれの大字というか、担当の方々にお配りいただいております。大字と地区によって全く件数は本当にばらばらなので、多いところでしたら、恐らく現金60万円とか、何かそれぐらいを持っていただいているところもあったと思います。もちろん少ないところもあるんですけれども、ただ本当にお世話をおかけしております。行っていただいて、最近どうですかというようなことのお声がけいただいて、領収印なりサインをいただいて、持って帰ってもらいまして、それをまた役所のほうに渡してきましたよということで、皆さんの分をまとめて長寿福祉課のほうに返していただいております。中には事情があって口座振替の方もいらっしゃるんですけれども、基本は民生委員の方にお世話をかけている現状です。以上です。

奥本委員長 ありがとうございます。今のところで民生委員がそれだけお手間をかけてくださって、 回収されているということは分かりました。

ほかに。

藤井本委員。

藤井本委員 これは、旧の新庄町で、昭和47年ですから、約50年前ぐらいになるのかな。50年ぐらい前にできた制度です。ここに書いてある目的は、社会の進展に寄与された高齢者に対し、敬老の意を表するということでやってきている。昭和47年、50年前から改革も、改革というより変えてきているんですよね。その変え方は何やったかいうたら金額、当時からいうと、初め1,000円から始まったのが増えてきたわけですよね。こういうふうに時代時代に応じて増やしてきている。ずっと一緒の、来てるわけと違うわけです。変えてきている。ただ、だから50年間も続いたこの制度、私も生まれたこの地の制度でありますから、やっぱり守っていきたいという気持ちは大きくあります。

しかしそこで、今、担当部長なり、市長も、副市長も今何も発言をされてないわけですけども、今、よく市長が言われるニュートラルという言葉をよく使われるし、まだ決めてないんだということやけども、ここで出てきているということは、やっぱり考えていきましょうということであるならば、それは私はこの制度を永年にわたり、将来にわたり守っていきたいねんと。しかし、守るためには、何かを変えるというか、もう一回考えましょうよということとか、もちろんそこには財政の問題もあるやろうし。しかし、また先般、部長も説明の中でおっしゃってたけども、この当時、50年前と日本、我々日本人の平均年齢とか寿命とかいうのも変わってきたと。そういったところから検討したいというものなのか。いやいやもうこれは日本にほかにないですねと、そやから抜本的に見直してくれというものなのか、そこら辺を理事者のほうできちっと決めてもらわないと、今やっぱり守っていくために、今日の朝からの国保にしてもそうやと思いますわ。守っていくためには変えていかなあかん。それやったらそのことを言うてくれはったら、我々もそのように考えていきますやん。ここはしっかりと説明できるようにして議会に出してほしい。今言えるのやったら言うてほしいですね。考えてないと言うんだったら、考えてないものを出さんといてほしいぐらいですわ。以上です。

奥本委員長 今のこれに対するご答弁いただけますか。

森井部長。

森井保健福祉部長 現時点ではまだ考えていない状態です。申し訳ございません。

奥本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 今申し上げたように、ある程度私は理事者の気持ちも分かりながら言ってるつもりですよ。だから、ほんまにこれを守るために考えていこうというのなら、そうやったやつを出してきたらええねや。いやもう財政無理やねんって言うんやったら、それを言うたらええねやんか。ほかに全国でやってないねんと。それも出さんと何も考えていませんと言われて、理事者何も考えてないと言われてですよ。議会のほうで、理事者は何も考えてないのを言うわけにいかへん。ただ、市民としての気持ちとか考えての、我々聞きますよ、市民の代表として。それはやっぱり、このまちはええよねということになんねんから、その説明材料というのを示してもらわないと。

以上です。

奥本委員長 今、藤井本委員からご指摘あったように、残すんやったら残すというのを、そうしたら どうやったらいいかというのを、自分らでは知恵がなかなか思い浮かばないので議会も協力 してくれって、そういうふうな感じがあるんかどうか、そこだけもちょっと聞かせてもらえ ますか。できたら、市長、お願いしたいんですが。

阿古市長。

阿古市長 部長が答弁しておるとおりでございまして、過去におきましても、複数の議員のほうからいろんなご意見いただいたりしております。その中で最近は特に監査委員からご指摘を受けております。当然ご意見いただきましたことについては、行政は研究をいたします。今まさにその研究の最中でございまして、いろんな場所でこの制度についての是非も含めまして、いろんなご意見をいただいて、そのときそのときの行政としての考え方というのは返答させていただいているところでございますが、最終的な形というのはまだ決めておりません。今現在研究の最中やということでございます。当然ご意見いただきましたことにつきましては、何もしないということはございませんので、それに監査委員からの指摘というのは重く受けておりますので、研究をしていきたいと考えております。

行政といたしましては、私の市政の一番のところは市民第一という大きなくくりで申し上げる場合がございますけども、その中の1つにも、高齢福祉も当然のことながら入っております。ですので、世代間のバランスでありますとか、財政でありますとか、総合的な判断が加わってまいります。もし財政が許すのであれば、全世代の方々に最高のサービスを提供したいという思いは常にあります。ただ、その限られた財源の中でどう配分するのかということにつきましては、常にその時代時代のシチュエーションであり、背景なり、財政なり、全ての総合トータルの中で、時代背景の中で変化していくべきものやと認識をしております。今現在は研究の最中でございますので、結論を持っておりませんので、今のこの制度の現状についての説明をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 この調査案件に入ったから出していただいた感がちょっと今あるのかなと。だから、結局 ぼやっとして、いつにするのかというのが見えてないんですよね、多分。これを急に出すな よという意味で僕らは出したような気がするんです、協議案件のときね。来年やりますねん ていうて、もっと前もってちゃんと教えてねという意味で上げて、今に至ると思うんで、今 から考えていくと。大体のことは分かったんですけども、そもそも、僕、これをやるに当たって、もう抜本的に一から、なぜ現金じゃないといけないのか。前も言いましたけど、なぜ 商品券では駄目なのか。そこからもうせっかくやから考えたほうがいいと思います。なぜ 5,000円なのか、なぜ3,000円にできないの、2,000円。考え方としては、使えるお金は5,000 万円ですと、その5,000万円を割りますという考え方なのか、今ある制度を守りながらやる という考え方か、1から、ゼロから考えていただきたいです、1回。

なんか前、商品券、ちょっと半笑いされましたけど、何で現金でやらなあかんのですか。 商品券でとか、QUOカード、カード系でやったら経済も回るわけじゃないですか。現金じゃないとあかんと怒ってきはる人、いますかね。そういうふうな考えで、ちょっと柔軟な考えで、どうせーから考えはんのやったらやっていただきたいと思います。1つだけ言うたら、最初から言うていますけども、僕、今も楽しみにされている方がおられるわけやから、今の条件、年齢条件、所得制限とかはあってもええかも分からないですけども、年齢条件だけはいじらんようにしていただきたいと思います。やるならばね。だから、その選択肢をちゃんと明記していただいて、やるやらない、全部抜本的に変えるとかね。それは、僕、今度次できたときは同じ質問するわけですから、なぜできませんでしたという理由も言ってくれやなあかんということですよ。それはもう今から皆分析してくれると思うんで、今の意見、皆さんの意見を踏まえて、よろしくお願いして、次から、だからこっちから出てきたらあげるみたいな形のほうがええかなと思いました。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 今日のところは資料ということで、説明があったとおりですので、そういうふうに受け止めておきますが、私としては、この問題はちょっとお金の話ということで先行していますけれども、条例の精神が最初あったように、ありますよね。西井委員もおっしゃったように、何のためにこれやり始めて、どういう精神でやっているのかと。そこを踏み外して、財政の問題、お金の話というふうなことだけにならんように、私としてはお願いしたいと思います。

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

先ほど申し上げましたように、46分、黙祷の時間なんですけども、どうしましょうか。一 旦休憩という形にしましょうか。

それでは、一旦ここで休憩という形にして、休憩中に黙祷をささげて、それから終了という形にしたいと思いますので。再開は50分といたします。46分にはここにいといてくださいね。よろしくお願いします。

休 憩 午後2時41分

再 開 午後2時50分

奥本委員長 それでは、休憩前に引き続き、厚生文教常任委員会を再開いたします。

先ほどの審査で本日の審査事項は全て終了いたしております。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

増田議員。

(増田議員の発言あり)

奥本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようであれば、委員外議員の発言を終結いたします。

皆様、長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。先ほどありましたように、今日は東日本大震災からもう11年目ということで、まだまだ復興途上でございます。特定の地域の、葛城市から離れたことではございますけども、やはり日本の、大きく見たら日本の我々の中の人たちが頑張っているということなので、やはりいろんな協力できることはやりながら、なおかつ葛城市にとっても住民の皆様がよりよい生活を送れますように、今後とも議員皆さん方、あるいは理事者皆様方のご協力をお願いしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時56分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 奥本 佳史

厚生文教常任委員会副委員長 谷原 一安